



なかしべつ福祉のしるべ 2024

障がい者計画

第7期 障がい福祉計画

第3期 障がい児福祉計画

(素案)

障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度
令和6（2024）年度～令和8（2026）年度
令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

中標津町

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際社会全体の共通目標で、多岐にわたる17の目標と169のターゲットが設定されており、令和12年までの達成を目指すものです。

中標津町では、「かけがえのない一人ひとりが ころ豊かに暮らすまち」を基本理念とした「ノーマライゼーション社会の実現」を目指してSDGsに積極的に取り組んでおり、この計画の推進に関連する目標としては、目標1「貧困をなくそう」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標11「住み続けられるまちづくりを」が挙げられます。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 法改正等の主な動き	1
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の位置付け	4
5. 計画の対象者	5
6. 計画の策定体制	5
7. ほっかいどう障がい福祉プランにおける市町村圏域の設定	5
8. 施策推進に向けた横断的視点	6
第2章 障がい者等の状況	10
1. 中標津町の状況	10
2. 障がい者等の状況	11
3. 障がい者を取り巻く環境	17
4. 障がい者（児）アンケート調査	21
5. 当事者懇談会（団体ヒアリング）	33
第3章 計画の基本的な考え方	36
1. 基本理念	36
2. 基本目標（施策展開の基本方向）	38
3. 施策の体系	39
第4章 施策の展開	40
1. 地域における生活支援	40
2. 自立と社会参加の促進	49
3. とともに支えあう福祉のまちづくり	57
第5章 第7期障がい福祉計画	62
1. 基本的な考え方	62
2. 令和5年度における成果目標の達成状況	64
3. 令和8年度末における成果目標	67
4. 障害福祉サービスの実績	70
5. 地域生活支援事業（市町村事業）の実績	72
6. 障害福祉サービスの内容と見込量	73
7. 地域生活支援事業（市町村事業）の内容と見込量	78

第6章 第3期障がい児福祉計画.....	82
1. 基本的な考え方.....	82
2. 令和5年度における成果目標の達成状況.....	85
3. 令和8年度末における成果目標.....	86
4. 障害児福祉サービスの実績.....	87
5. 障害児福祉サービスの内容と見込量.....	88
第7章 計画の推進に向けて.....	90
1. 適切な障害支援区分認定の実施.....	90
2. 低所得者に配慮した利用者負担の仕組みと軽減措置.....	91
3. 計画の推進体制.....	91
資料編.....	93
1. 中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会設置規程.....	93
2. 中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会名簿.....	94
3. 計画策定経過.....	94

≪「障がい」のひらがな表記について≫

この計画では、「障がい者」の「がい」の字の表記について、字のマイナスイメージに配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、法令で定められた用語や固有名詞、医学・学術用語等はこれまでどおり「害」の字を使用しますので、本文中では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 法改正等の主な動き

障害者基本法施行から53年、障害者自立支援法施行から17年が経過していますが、一人ひとりのニーズが異なる障がいのある方への支援制度はまだまだ発展途上にあり、法制度も随時改正されています。

法制度のこれまでの発展過程を総括しつつ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）の改正や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、最新の動向に対応する必要があります。

■近年の法制度整備の状況

年	法律や制度の整備内容	国
平成 25 (2013) 年	障害者総合支援法の施行 障害者優先調達推進法の施行	障害者基本計画（第3次）
平成 26 (2014) 年	障害者権利条約の批准	
平成 27 (2015) 年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	
平成 28 (2016) 年	障害者差別解消法の施行 障害者雇用促進法一部施行	
平成 29 (2017) 年	ユニバーサルデザイン 2020 行動計画	
平成 30 (2018) 年	障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 障害者基本計画（第4次計画） 障害者文化芸術活動推進法の施行	障害者基本計画（第4次）
令和元（2019）年	障害者活躍推進プラン公表 読書バリアフリー法の施行	
令和2（2020）年	障害者雇用促進法の改正	
令和3（2021）年	障害者差別解消法の改正 バリアフリー法の改正	
令和4（2022）年	障害者総合支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 精神保健福祉法の改正 児童福祉法の改正 難病法の改正 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	

2. 計画策定の目的

少子・高齢化の進行にともない、障がいのある人の高齢化、及び高齢になってから障がいをもつ人の増加、障がいの重度化、障がいのある人を支える家族の高齢化が多く見受けられるようになっていきます。また、社会生活が複雑化して心の健康やストレスの問題をはじめ、自閉スペクトラム症や発達障がいなどに対する支援も重要です。

障がいのある人もない人も、共に、地域でいきいきと安心して暮らせるまちを創っていくことは、住民みんなの願いです。障がい者は、年齢や、障がいの重さ・部位、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様なニーズを持っています。

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、市町村は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することが規定されています。

中標津町（以下「本町」といいます。）では、「障がい者計画」を策定して、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しているところです。

また、こうした施策のうち、主要なサービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等（自立支援給付・地域生活支援事業）と位置付けられ、市町村や都道府県に実施が義務化されています。

このため、本町では、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」にサービスごとの必要量の見込みと確保方策を定め、円滑な提供に努めています。

なお、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進が図られるとともに、地域共生社会の実現に向けた様々な法整備が進められており、障がいのある人及びその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

「中標津町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、こうした流れを受けて、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本町の障がい者施策の新たな指針として策定するものです。

■障害者基本法第11条（抜粋）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

■障害者総合支援法第88条（抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

■児童福祉法第33条の20（抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

6 障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

3. 計画の期間

「障がい者計画」の計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とし、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

ただし、計画期間中において、法制度の改正やその他社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

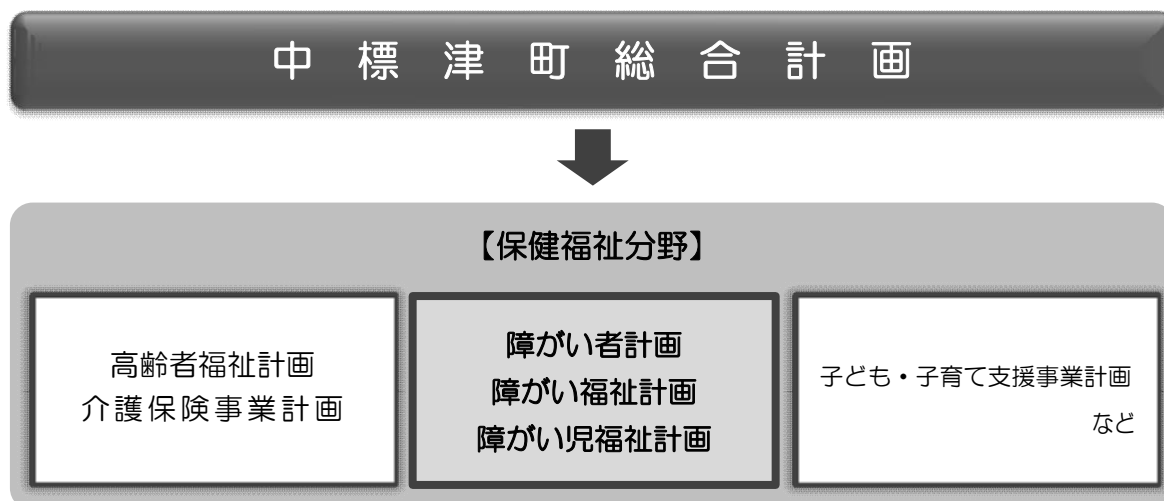
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
障がい者計画	障がい者計画（令和6年度～11年度）						障がい者計画（令和12年度～17年度）					
障がい福祉計画	第7期 障がい福祉計画			第8期 障がい福祉計画			第9期 障がい福祉計画		第10期 障がい福祉計画			
障がい児福祉計画	第3期 障がい児福祉計画			第4期 障がい児福祉計画			第5期 障がい児福祉計画		第6期 障がい児福祉計画			

4. 計画の位置付け

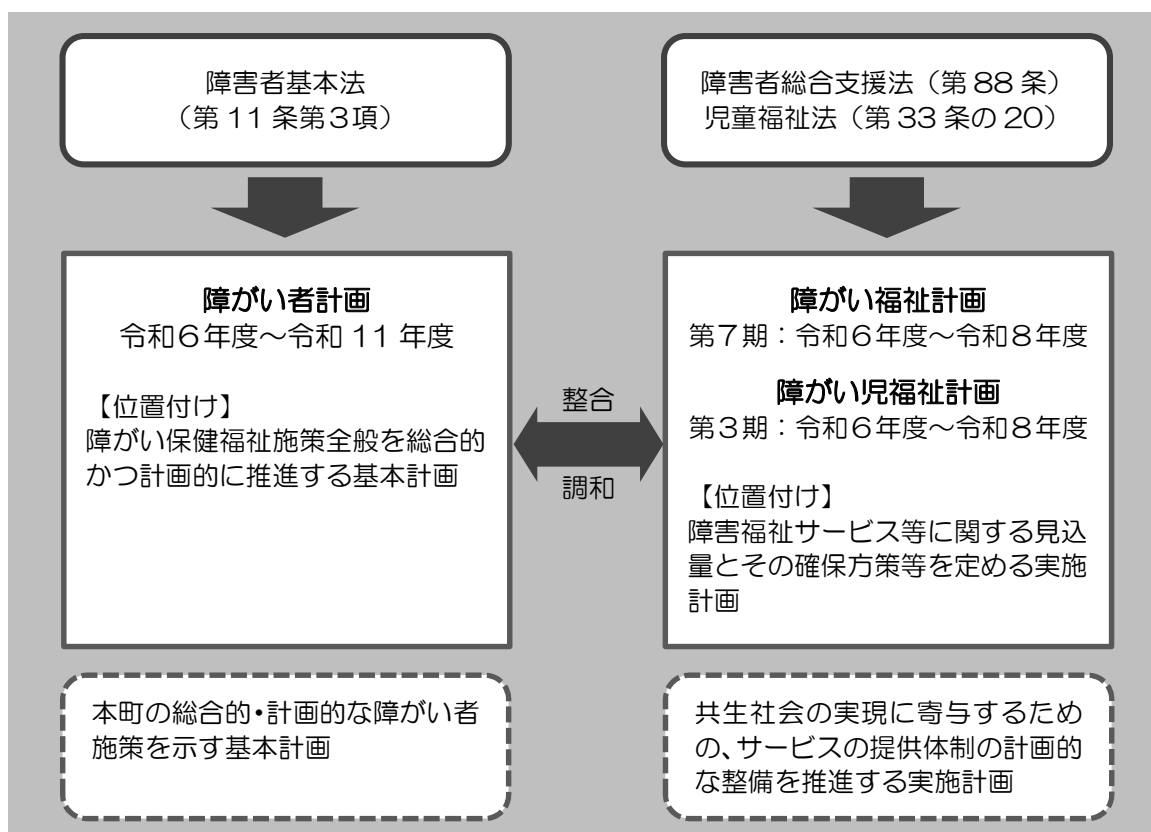
この計画は、「中標津町総合計画」を最上位計画とし、本町における障がい者の自立、社会参加等の支援のための施策及び障害福祉サービスの見込量とサービス提供体制の確保の方策等について定めるものです。

なお、計画の策定に当たっては、関連する保健福祉分野の計画との整合性と調和に配慮しています。

■計画の位置付け



■「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の関係



5. 計画の対象者

この計画における対象者は、障害者基本法の定義に則り、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含みます。）、その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁（障がいのある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としています。

例えば、難病、高次脳機能障がい、学習障がいなども含みます。

障がい者を社会全体で支援するという趣旨から、施策によってはすべての住民、関係者及び関係機関を対象者に含みます。

町内の社会福祉施設に入所する町外の障がい者についても、地域（中標津町）で自立した暮らしができるように、できる限りの支援を行っていきます。

6. 計画の策定体制

この計画の策定にあたり、障がい者と障がい児を対象とする2種類のアンケート実施や当事者懇談会の開催により、現状での課題を抽出する基礎資料とし、さらに、福祉施策を総合的・効果的に推進するため、国・道及び近隣市町村の動向及び障害福祉サービスの利用状況等を踏まえ、原案を作成しました。また、支援に携わる関係機関の専門家及び学識経験者からなる「中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会」での審議を経て策定しました。

7. ほっかいどう障がい福祉プランにおける市町村圏域の設定

保健・福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

北海道における障がい者施策の積極的な推進を図るためには、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、「ほっかいどう障がい福祉プラン」において北海道障がい保健福祉圏域が設定され、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークが推進されています。

この圏域は、第二次地域福祉圏域と同様、道内を21に区分しており、本町は、根室障がい保健福祉圏域に位置付けられています。

8. 施策推進に向けた横断的視点

国における制度改革や社会経済情勢の動向、また、本町における障がいのある人を取り巻く状況などを踏まえ、今後の障がい者施策の推進に当たって、次のような横断的視点が必要です。

（１）障がいのある人や家族の意見を尊重した施策の策定

障がい者を社会参加の主体としてとらえ、障がい者施策の策定・実施に当たっては、障がい者及びその家族等の関係者の意見を聴き、尊重することが重要です。その際、障がい者の社会参加は、障がい者の自立にもつながることに留意する必要があります。

なお、意思決定過程における障がい者の参画を促進するため、各分野の委員会等で障がい者の委員を選任するよう配慮し、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者の適切な意思決定・意思表示のため、意思決定の支援と言語（手話を含みます。）その他意思疎通手段の選択機会の提供を促進する必要があります。

（２）障がい者差別の解消に向けた積極的取組

障害者基本法の改正により、基本原則として「差別の禁止」が規定されました。より具体的な規定を示すものとして、障害者差別解消法において、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」が義務化されました。

障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、地方公共団体や障がい者団体をはじめとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や住民の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取組を積極的に推進する必要があります。

また、社会のあらゆる場面における「アクセシビリティ（利用しやすさ）」の向上と「心のバリアフリー」を推進する観点から、積極的な広報啓発活動に努め、企業・住民団体等の取組を支援することが求められています。

（３）ライフステージに沿った一貫した支援と分野横断的な支援

障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、各分野の有機적連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う必要があります。

複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、必要な連携を通じて総合的かつ横断的に対応していく必要があります。

（４）障がい者特性に配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定・実施することが重要です。

外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮すること、また、状態が変動する障がいは程度が分かりにくく、多様化しがちな点に留意することが必要です。

発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がい等の社会全

体に対する理解の促進、施策の更なる充実が必要です。

また、障がいのある子どもは、成人の障がい者とは異なる支援を行う必要性があることに留意する必要があります。

(5) ともに暮らすための環境づくり

障害者基本法第1条は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを同法の目的としています。

「分け隔てられることなく」「共生する社会」がすべての施策の共通視点として求められています。

(6) 地域における生活の維持及び継続への支援

地域で現在暮らしている人や、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障がいのある人が、地域でその人らしく自立した生活を送れるようにするためには、相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりをより一層進めていくことが求められます。

また、それは、障がいのある人個々の状態やニーズに対応するとともに、その自己選択・自己決定を最大限に尊重するものである必要があります。そして、障がいのある人が地域に住み、働き、活動し、様々な支援を受ける上で、障がいのある人と地域の人びとを結びつけるような施策が求められます。

(7) 子どもへの切れ目のない支援の充実

成長や発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもを早期に発見し、支援を行っていくためには、地域における保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携・協力を進めていくとともに、妊娠婦や子育て世帯にとって身近な相談先があることが広く認知される必要があります。

このため、関係機関が必要な情報を適宜共有することや重層的な支援に取り組むことで、妊娠期から就学前・就学後も切れ目のない支援が効果的に行われていくよう努めていきます。

(8) 障がい者家族の負担軽減

障がいのある方を介助している家族は、介助者自身の健康や、介助者が介助できなくなったときの障がいのある方本人の将来等に不安を感じており、「親亡き後」が問題視されています。また、身体的・精神的な負担を抱えている介助者も少なくありません。

障がいのある方が、一人でも安心して生活できるよう、地域で障がいのある方の暮らしを支えていけるようなネットワークの構築や障害福祉サービスの充実等に取り組んでいく必要があります。

(9) 災害時の対応

日常生活の中で特に災害時の対応が不安という声が多く、また、災害時に一人で避難できるか不安という人も多くいます。災害時に障がい者家族や職員等が必ず避難の誘導等ができるとは限らないため、地域住民がその地域の障がいのある人を把握し、いざという時に助け合える関係を築いておくことが大切です。

また、災害時の対策として、災害発生時に備えた要配慮者利用施設の対策を強化するとともに、災害時の避難支援が円滑に行われるよう、避難行動要支援者等に係る避難の支援体制を整備していく必要があります。

障害者基本法 第2条

- ① 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- ② 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害者総合支援法 第4条

- 1 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。
- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

身体障害者福祉法 第4条

この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

北海道立心身障害者総合相談所における知的障害の定義

知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にあるものをいう。

※法令上の定義はない

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第5条

この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者をいう。

児童福祉法 第4条

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

第2章 障がい者等の状況

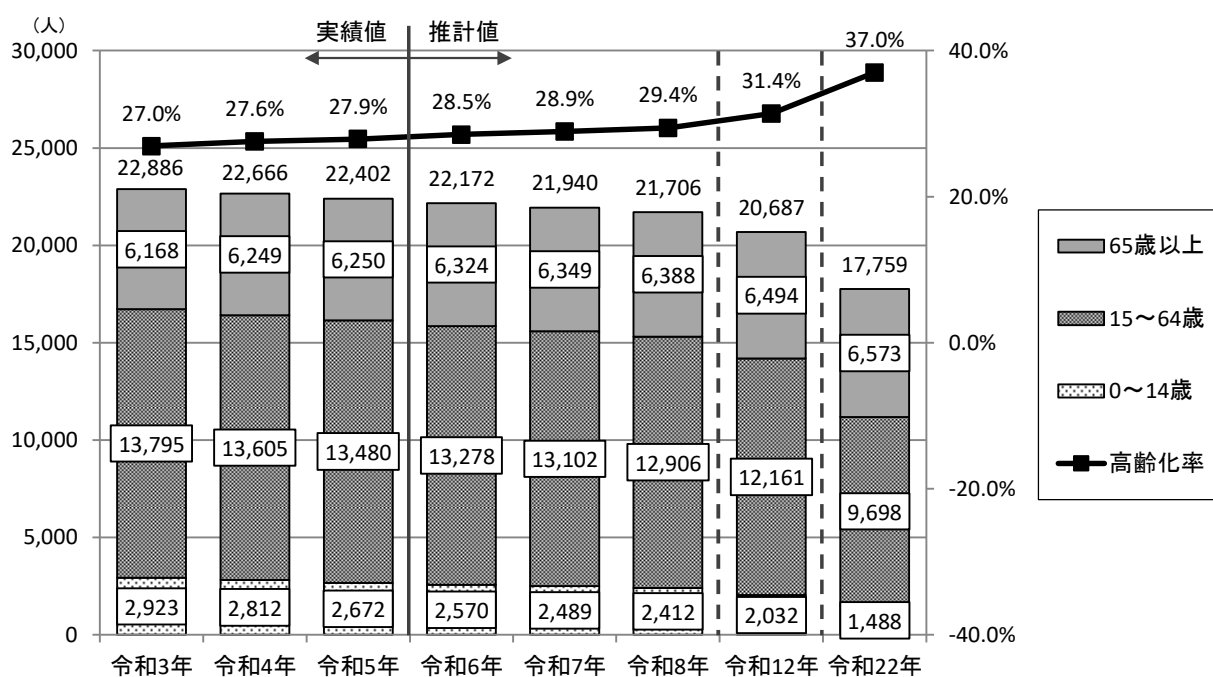
1. 中標津町の状況

(1) 総人口等の推移

高齢者人口は増加、年少人口と生産年齢人口は減少で推移しています。総人口は年々減少しており、令和22年には、17,759人まで減少することが見込まれます。

また、総人口の減少と高齢者人口の増加により、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は年々上昇しています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



出典：令和3年から令和5年：住民基本台帳（各年3月末）／令和6年以降：コーホート法による推計値

(2) 世帯数の推移

国勢調査をもとに世帯数をみると、平成12年から増加しており、令和2年には10,560世帯となりました。

また、総人口と世帯数から求められる世帯あたり人員は減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

■総人口と世帯数の推移

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	人	23,179	23,792	23,982	23,774	23,010
総世帯数	世帯	9,118	9,735	10,076	10,426	10,560
世帯あたり人員	人	2.5	2.4	2.4	2.3	2.2

出典：国勢調査

2. 障がい者等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障がい者数（障害者手帳所持者数）は、令和5年は1,216人で、平成30年から22人増加しています。また、障がい種類別で推移をみると、身体障がい者は減少傾向、知的障がい者と精神障がい者は増加傾向で推移しています。

総人口に占める障がい者数の割合の推移では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに横ばい傾向となっています。

■障がい者数の推移（各年4月1日現在）

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人	合 計	1,194	1,198	1,201	1,224	1,212	1,216
	身体障がい者	828	821	806	802	780	769
	18歳未満	11	13	13	13	11	11
	18～64歳	241	230	216	223	216	217
	65歳以上	576	578	577	566	553	541
	知的障がい者	257	264	276	289	303	313
	18歳未満	72	68	68	71	71	69
	18～64歳	179	187	199	208	221	231
	65歳以上	6	9	9	10	11	13
	精神障がい者	109	113	119	133	129	134
	18歳未満	2	2	2	2	2	3
	18～64歳	95	97	102	115	113	115
	65歳以上	12	14	15	16	14	16
	18歳未満	85	83	83	86	84	83
	18～64歳	515	514	517	546	550	563
	65歳以上	594	601	601	592	578	570

■総人口に占める障がい者数の割合の推移

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	人	23,281	23,197	23,091	22,886	22,666	22,402
身体障がい者	人	828	821	806	802	780	769
	%	3.6	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4
知的障がい者	人	257	264	276	289	303	313
	%	1.1	1.1	1.2	1.3	1.3	1.4
精神障がい者	人	109	113	119	133	129	134
	%	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6

※総人口は、住民基本台帳（各年3月末日現在）の総人口

(2) 身体障がい者の状況

令和5年の身体障がい者数を等級別にみると、「1級」が272人（33.8%）で最も多く、次いで「4級」が200人（24.9%）が続いています。

また、障がい種類別では、「肢体不自由」と「内部障がい」で全体の8割以上を占めています。

■身体障がい者数の等級別での推移（各年4月1日現在）

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	人	284	273	263	281	274	272
	%	32.8	31.7	31.3	33.6	33.7	33.8
2 級	人	134	130	122	116	116	111
	%	15.5	15.1	14.5	13.9	14.3	13.8
3 級	人	115	119	119	116	117	121
	%	13.3	13.8	14.1	13.9	14.4	15.0
4 級	人	220	221	223	209	201	200
	%	25.4	25.7	26.5	25.0	24.7	24.9
5 級	人	61	63	59	62	57	52
	%	7.0	7.3	7.0	7.4	7.0	6.5
6 級	人	53	55	55	53	48	48
	%	6.1	6.4	6.5	6.3	5.9	6.0
合 計	人	867	861	841	837	813	804

■身体障がい者数の障がい種類別での推移（各年4月1日現在）

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	人	47	46	46	44	40	39
	%	5.4	5.3	5.5	5.3	4.9	4.9
聴覚（平衡機能）障がい	人	63	64	62	62	64	66
	%	7.3	7.4	7.4	7.4	7.9	8.2
音声言語障がい	人	13	15	11	11	13	13
	%	1.5	1.7	1.3	1.3	1.6	1.6
肢体不自由	人	482	475	460	455	435	419
	%	55.6	55.2	54.7	54.4	53.5	52.1
内部障がい	人	262	261	262	265	261	267
	%	30.2	30.3	31.2	31.7	32.1	33.2
合 計	人	867	861	841	837	813	804

※障がい個々の等級及び種類別でカウントしており、障がい者数とは一致しません。

(3) 知的障がい者の状況

知的障がい者数は、A（重度）はおおむね横ばいで推移していますが、B（軽度）は平成30年以降増加しています。

■知的障がい者数の推移（各年4月1日現在）

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A（重度）	人	69	74	72	73	74	73
B（軽度）		188	190	204	216	229	240
合 計		257	264	276	289	303	313

(4) 精神障がい者の状況

精神障がい者数は、令和3年以降は横ばい傾向で推移しており、令和5年は134人です。

公的負担を受けている通院患者（自立支援医療費受給者）は、増加傾向で推移しており、令和5年は306人です。

■精神障がい者数等の推移（各年4月1日現在）

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神障害者保健福祉手帳所持者	人	109	113	119	133	129	134
公的負担を受けている通院患者		264	253	264	284	302	306

(5) 難病等の疾患のある方の状況

難病とは、原因不明で治療方針が確立されておらず、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病とされており、平成25年4月から、障害者総合支援法で定める障がい者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が主務大臣が定める程度である者）が加わりました。

対象となる人は、障害者手帳の所持にかかわらず、必要と認められた支援が受けられます。

■特定疾患医療受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	人	193	181	196	172	189	203

■小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	人	21	28	28	27	28	26

(6) 発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されており、平成23年8月に改正された障害者基本法の障がい者の定義において精神障がいに含むことが明記されました。また、発達障がいについては、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境によって症状が違ってくるため、診断が難しく、発達障がい者の正確な人数は把握できていないのが現状です。

(7) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故等による頭部へのケガにより、脳を損傷した後遺障がいとしてみられる障がいで、脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをいいます。発症・受傷原因、年齢、障がいの状況などで利用できる制度やサービスが異なるため、どのように制度を活用していくのか、支援者が正しい知識をもって支援にあたることが重要になります。

なお、高次脳機能障がいは、行政的な診断基準では「器質性精神障害」として精神障がいに位置付けられており、発達障がいと同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかしながら、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていないのが実態であり、発達障がいと同様、正確な人数を把握できていないのが現状です。

(8) 障がいのある児童・生徒

特別保育及び特別支援学級等に通う児童・生徒数の状況は次のとおりです。

■特別保育の実施状況の推移（各年4月1日現在）

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
入所児童数	人	11	9	14	4	9	12

資料：町立中標津保育園

■特別支援学級・通級指導教室の学級数と児童・生徒数の推移（各年5月1日現在）

区 分			平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	級	28	30	28	30	32	31
	児童数	人	180	187	202	212	227	224
中学校	学級数	級	11	12	15	14	13	16
	生徒数	人	48	50	54	59	60	59

資料：教育委員会学校教育課

■北海道中標津支援学校在籍者数の推移（各年5月1日現在）

区 分			平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	1年生	人		2	0	2	0	2
	2年生			0	2	0	1	0
	3年生			0	0	2	0	2
	4年生			0	0	0	2	0
	5年生			0	0	0	1	2
	6年生			0	0	0	0	1
	合 計			2	2	4	4	7
中等部	1年生	人		0	1	2	1	0
	2年生			0	0	1	2	1
	3年生			2	0	0	1	2
	合 計			2	1	3	4	3
高等部	1年生	人	6	3	7	1	7	4
	2年生		8	6	3	7	2	8
	3年生		4	8	6	3	7	1
	合 計		18	17	16	11	16	13

資料：北海道中標津支援学校

■中標津町出身者 他市町村特別支援学校在籍者数の推移（各年5月1日現在）

区 分			平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	1年生	人	0	0	1	0	0	0
	2年生		0	0	0	0	0	0
	3年生		0	0	0	0	0	0
	4年生		0	0	0	0	0	0
	5年生		0	0	0	0	0	0
	6年生		0	0	0	0	0	0
	合 計		0	0	1	0	0	0
中学校	1年生	人	0	0	0	0	0	0
	2年生		0	0	0	0	0	0
	3年生		0	0	0	0	0	0
	合 計		0	0	0	0	0	0

資料：教育委員会学校教育課

■特別支援教育支援員の配置状況の推移（各年5月1日現在）

区 分			平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	中標津小	人	2	2	3	3	4	4
	計根別学園		-	-	1	1	1	1
	中標津東小		4	4	4	4	4	4
	丸山小		5	5	5	4	3	3
中学校	中標津中	人	2	2	1	2	3	3
	広陵中		2	2	1	1	2	2
	計根別学園		-	-	-	-	-	-

資料：教育委員会学校教育課



3. 障がい者を取り巻く環境

(1) 公共施設のバリアフリー化

■公共施設のバリアフリー化の状況（令和5年4月1日現在）

施設名	手すり (階段)	障がい者 対応トイレ	スロープ (出入口)	エレベーター/ エスカレーター	障がい者用 駐車場	誘導用 ブロック	オストメイト トイレ
役 場	○	○	○	○	○		○
総合文化会館 (図 書 館)	○	○	段差なし	○	○	○	
保 健 セ ン タ ー	○	○	○		○		
総 合 体 育 館	○	○	○	○	○	○	○
温 水 プ ー ル	○	○	○				
武 道 館		○	○				
運 動 公 園	○	○			○	○	○
交 流 セ ン タ ー	○	○	○				
総合福祉センター	○	○	段差なし	○	○	○	○
児 童 セ ン タ ー み ら い る		○	○		○		○
計根別こども館	○		○				
町 立 保 育 園 児童デイサービスセンター		○	○				
中 標 津 小 学 校	○	○	○				
中標津東小学校	○	○	○	○	○	○	○
丸 山 小 学 校	○	○	○				
中 標 津 中 学 校	○	○	○	○	○	○	○
広 陵 中 学 校	○	○	○	○	○	○	○
計 根 別 学 園	○	○	○	○	○	○	○
共生型交流センター		○	○		○		○
緑ヶ丘森林公園		○					

【凡例】○：対応済



(2) サービス事業者

■町内の障がい者（児）サービス事業所一覧（令和5年4月1日現在）

事業所種別	事業所名	住所	利用定員等
日中系活動サービス			
就労継続支援（A型）	キッチンぱすてる	大通北2丁目17番地2	20名
	就労継続支援A型ウィルビー	東13条北1丁目2番地1	20名
	エースぱすてる	東1条北2丁目12番地	20名
	サポートぱすてる	西4条北2丁目3番地17	20名
就労継続支援（B型）	就労継続支援事業所 森の家	東11条南7丁目21番地6	20名
	自立サポートセンター 工房ういんくる	東12条北7丁目2番地12	20名
	一般社団法人 ワークセンター らーふ	川西8丁目3番地4	30名
	就労継続支援B型事業所 のはな	西11条北5丁目1番地2	20名
居住系サービス			
共同生活援助 （グループホーム）	ふれあい寮（女性用）	東4条南4丁目7番地1	7名
	なかしべつ地域生活支援センター アシル（男性用）	東5条南4丁目10番地	7名
	なかしべつ地域生活支援センター ウタル（男性用）	南町10番地4	7名
	なかしべつ地域生活支援センター エプイ（女性用）	東17条北9丁目3番地	7名
	なかしべつ地域生活支援センター ニクル（男性用）	東17条北9丁目4番地	7名
	なかしべつ地域生活支援センター ノンノ	東12条北7丁目1番地16	7名
	なかしべつ地域生活支援センター キロロ（女性用）	西6条南9丁目5番地	7名
	なかしべつ地域生活支援センター サテライト型住居	東4条南4丁目5番地1	1名
訪問系サービス			
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	ハートケアゆとり居宅介護事業所	西5条南11丁目3番地4	-
	中標津町社協ケアサービスセンター	西10条南9丁目1番地4	-
同行援護	中標津町社協ケアサービスセンター	西10条南9丁目1番地4	-

事業所種別	事業所名	住所	利用定員等
地域生活支援事業			
障がい者相談支援事業	根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」	東4条南4丁目9番地1 (共生型交流センター内)	北海道及び 根室管内 1市4町 委託
訪問入浴サービス	中標津町社協ケアサービスセンター	西10条南9丁目1番地4	-
コミュニケーション支援	公益社団法人北海道ろうあ連盟	札幌市中央区北2条西7丁目1番地 (道立道民活動センター内)	-
日中一時支援	なかしべつ地域生活支援センター 「カスタネット」	東4条南4丁目9番地1 (共生型交流センター内)	-
障がい児サービス			
障がい児相談支援事業	根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」	東4条南4丁目9番地1 (共生型交流センター内)	北海道及び 根室管内 1市4町 委託
児童発達支援	中標津町児童デイサービスセンター	東3条北3丁目1番地	10名
	児童発達支援・放課後等デイサービス たいようとクローバー	西10条北10丁目2番地1	2名
放課後等デイサービス	なかしべつ地域生活支援センター 「とらいあんぐる」	東4条北1丁目2番地3 シェアスペースあにま〜と内	10名
	児童発達支援・放課後等デイサービス たいようとクローバー	西10条北10丁目2番地1	8名

(3) 障がい福祉関係団体・ボランティア団体

■障がい福祉関係団体・ボランティア団体の活動状況（令和5年4月1日現在）

	団体名	主な活動内容
1	中標津町障害児者連絡協議会	心身障がい児者に対しての地域の理解を得るための企画・普及や各障がい児者団体の情報交換・研修・連絡調整に関すること
2	中標津町ことばを育てる親の会	言語に障がいをもつ子の父母の学習と親睦を図り、親同士子ども同士の交流を深める
3	子どもの成長を見守る会	心身障がい児育成に対して、地域の人々の理解と協力を得るための企画普及（自然体験やバス研修旅行）
4	中標津町手をつなぐ親の会	親同士、親子の交流、他市町との交流・情報交換
5	一般社団法人釧路聴力障害者協会根北支部	聴覚障がい者（ろう者）間の親睦を深めるとともに、手話の会の育成を図る
6	中標津町身体障がい者福祉協会	身体障がい者間の親睦を深めるとともに、社会復帰並びに必要な援護事業に協力し、会員の生活安定と福祉増進を図る
7	中標津保健所管内精神障害者を支える会 あすなる会	月例会、家族フォーラム開催
8	釧根地区ADHD・LD・PDD懇話会中標津支部 どらえもんくらぶ	会員自身の研修と会員相互の交流連携及び周囲に働きかけること等を行う
9	障がいのある人も共に豊かに生きられる地域を目指す ぼれぼれの会	共生型交流センターでの喫茶サロンの運営、音楽隊活動 他
10	中標津手話の会	聴覚障がい者と一緒に手話を学び、講演会などでは手話通訳も行う（例会は週1回）
11	点字サークル ともしび	視覚障がい者に広報や書籍などの点訳を行う活動（例会は週1回）
12	中標津音訳の会 ひびき	広報誌や書籍を朗読し、録音テープにまとめて、視覚障がい者に情報を提供（例会は週1回）
13	JA計根別手つなぎの会	JA 計根別区域内の高齢者に対する手助けや高齢者介護に向けた学習会開催と研修参加
14	中標津町更生保護女性会	青少年健全育成事業、CAP などの活動 他
15	日本赤十字奉仕団 柳会	防災ボランティア、各種町内の行事手伝い 他
16	読み聞かせサークル おはなしの木	図書館や学校などで絵本の読み聞かせを行う
17	北海道中標津高等学校ボランティア愛好会 木馬の会	町立病院の小児科や図書館など施設内でお手伝いを中心に、町内の各行事お手伝い 他
18	お話し相手 “笑くぼの会”	一人暮らしなどで孤独感を感じている方を訪問し、言葉に耳を傾け、想いを共有するなどのお話し相手活動（例会は月1回）
19	中標津おもちゃ病院	おもちゃ病院を開院し修理等を通じて、子ども達の「物を大切にする心」「科学する心」を育てる（月1回開院）
20	中標津町介護者の会 めくもり	介護者交流会（茶話会）により、介護に関する悩みや不安を互いに共有し合い、介護について学び情報交換を行う
21	ボランティアサークル ふきのとう	子ども食堂を実践し、地域に住む子どもたちの居場所づくりや様々な世代の人との結びつきを深める活動を行う

4. 障がい者（児）アンケート調査

（1）調査仕様

調査種類	障がい者（18歳以上）	18歳未満児の保護者
調査対象	● 身体障害者手帳所持者 ● 療育手帳所持者 ● 精神障害者保健福祉手帳所持者 ● 障害福祉サービス受給者証所持者 ● 特定疾患等患者通院交通費補助事業利用者 ● 自立支援医療受給者	● 発達に関する不安をお持ちのお子さん ● 身体障害者手帳所持者 ● 療育手帳所持者 ● 精神障害者保健福祉手帳所持者 ● 自立支援医療受給者 上記の保護者
調査地域	町内全域の居住者と町外施設入所者	
調査期間	令和5年7月～8月	
実施方法	郵送による配布・回収	

（2）回収結果

配布別	配布数	回収数	回収率（％）
障がい者（18歳以上）	1,187	561	47.3%
18歳未満児の保護者	141	47	33.3%
計	1,328	608	45.8%

（3）結果の表示

- ・ 百分比はnを100%として算出し、本文及び図表中では原則として小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示しています。このため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合があります。
- ・ 図表によっては「無回答」の表示を省略する場合があります。
- ・ 本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化しています。
- ・ それぞれの手帳所持者を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とし、複数の手帳所持者を「重複の方」、いずれの手帳も持たない人を「手帳所持者以外」としています。

(4) 調査結果の概要

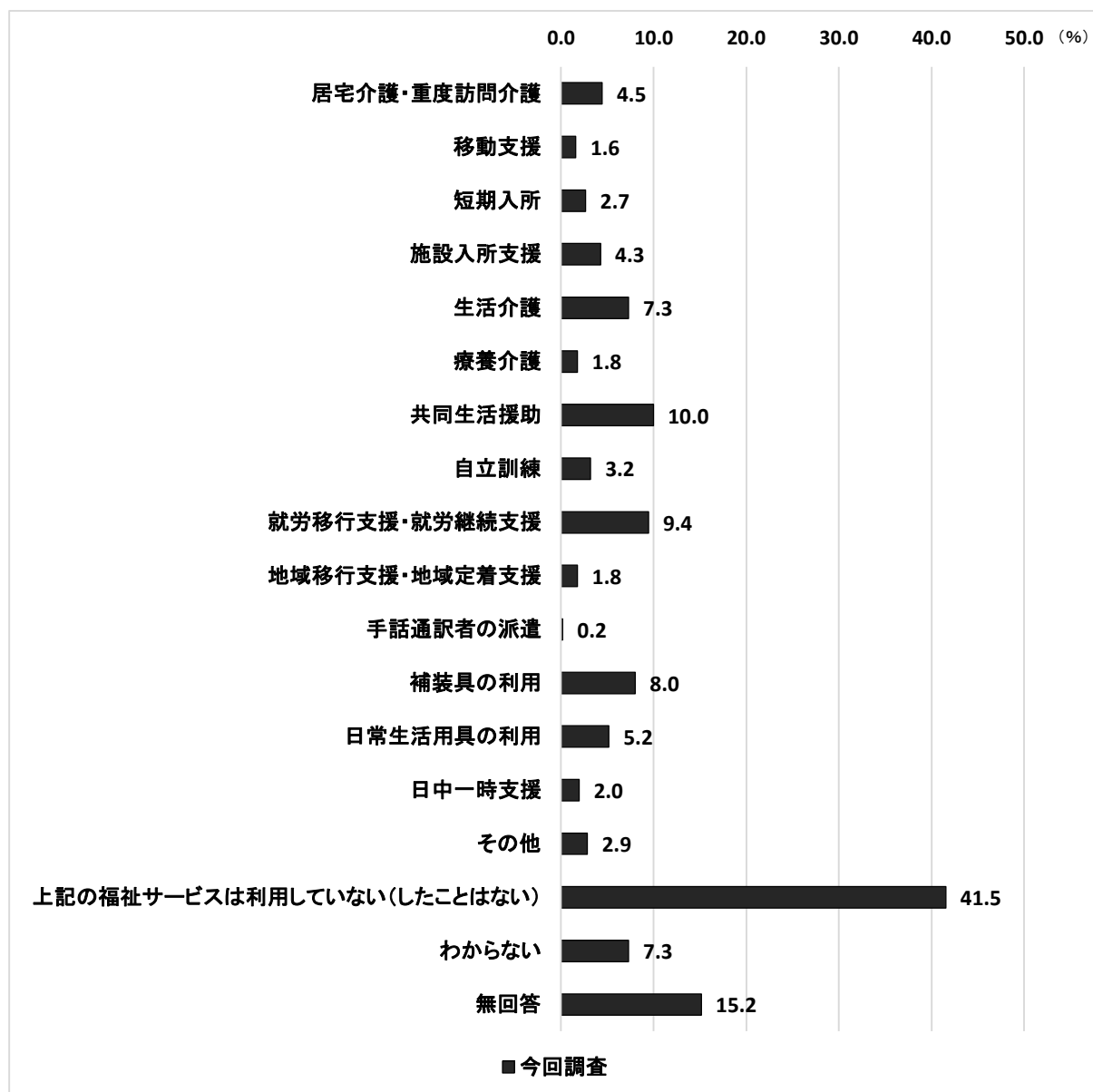
1) 障がい者（18歳以上）

① 生活支援について

◆利用している（したことのある）福祉サービス

○「福祉サービスは利用していない（したことはない）」が41.5%で最も高くなっています。

○一方で、利用している（したことのある）福祉サービスは、「共同生活援助（10.0%）」、「就労移行支援・就労継続支援（9.4%）」、「補装具の利用（8.0%）」、「生活介護（7.3%）」などが高い割合となっています。



◆福祉サービスを利用するときに困ったこと

○「特に困ったことはない」が33.0%で最も高くなっています。

○一方で、福祉サービスを利用するときに困ったことについては、「どんなサービスがあるのか知らない（15.2%）」、「サービスの利用方法がわからない（8.4%）」などの情報の不足に関する項目が高い割合となっています。

○障がい種別、年齢別にみても同様の傾向となっています。

	割 合（％）											
	使いたいサービスが使えなかった	サービスの支給量が少ない、支給期間が短い	福祉サービス事業者が少ない（選べない）	契約の方法がわからなかった（わかりにくかった）	利用してトラブルがあった	費用負担があるため、サービスが使いにくかった	どんなサービスがあるのか知らない	サービスの利用方法がわからない	事業者情報が不十分	わからない	その他	特に困ったことはない
全体	1.8	2.3	3.7	2.5	0.9	2.5	15.2	8.4	3.4	23.7	2.0	33.0
身体障がい者	2.1	1.8	3.4	2.4	0.3	2.4	15.2	7.9	3.7	19.5	1.8	36.0
知的障がい者	0.0	2.5	3.8	1.3	2.5	2.5	17.5	7.5	2.5	41.3	0.0	35.0
精神障がい者	4.7	1.6	6.3	6.3	3.1	3.1	17.2	14.1	3.1	25.0	3.1	28.1
重複の方	0.0	12.5	8.3	0.0	0.0	4.2	12.5	8.3	4.2	33.3	0.0	25.0
手帳所持者以外	0.0	2.5	0.0	2.5	0.0	0.0	10.0	2.5	2.5	17.5	5.0	30.0
18～39 歳	0.0	0.0	9.6	2.7	1.4	0.0	23.3	6.8	5.5	26.0	0.0	30.1
40～64 歳	2.3	4.0	3.5	3.5	1.2	2.3	16.2	10.4	2.9	27.7	1.7	30.6
65～74 歳	2.0	2.0	3.0	2.0	1.0	4.0	9.9	3.0	2.0	21.8	3.0	34.7
75 歳以上	1.1	1.7	1.1	1.7	0.0	1.7	14.2	8.5	3.4	19.3	2.3	36.4

② 就労について

◆障がいなどのある人が働くために必要だと思うこと

○障がい種別、年齢別に最も高い割合の項目をみると、身体障がい者及び18～74歳は「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」、知的障がい者及び75歳以上は「障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること」、精神障がい者は「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」となっています。

	割合（％）									
	就労に必要な知識・技術の習得への支援	給料が充実していること	体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること	企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること	仕事に慣れるまで、誰かが付き添ってくれること	障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること	通勤をサポートしてくれる人がいることや安全な通勤手段が確保されていること	その他	わからない	特にない
全体	16.6	9.8	25.5	33.7	8.0	28.0	11.4	1.8	14.6	11.9
身体障がい者	15.5	6.4	20.7	32.3	3.4	24.4	9.5	2.1	13.1	15.5
知的障がい者	15.0	12.5	26.3	35.0	27.5	45.0	13.8	1.3	18.8	7.5
精神障がい者	20.3	18.8	45.3	35.9	10.9	29.7	21.9	1.6	12.5	10.9
重複の方	16.7	16.7	16.7	25.0	4.2	20.8	4.2	4.2	33.3	0.0
手帳所持者以外	22.5	15.0	40.0	57.5	7.5	27.5	10.0	0.0	7.5	5.0
18～39 歳	20.5	17.8	39.7	42.5	20.5	39.7	11.0	0.0	11.0	5.5
40～64 歳	20.2	14.5	32.4	44.5	9.8	32.9	14.5	2.9	12.7	8.1
65～74 歳	14.9	8.9	23.8	30.7	6.9	25.7	8.9	1.0	12.9	14.9
75 歳以上	11.9	2.3	14.2	19.9	2.3	20.5	9.1	2.3	16.5	17.6

③ 相談支援について

◆相談しやすい体制をつくるために必要だと思うこと

○障がい種別、年齢別に最も高い割合の項目をみると、身体障がい者及び75歳以上は「ちょっとしたことでも気軽に相談にに応じてくれる」、知的障がい者、精神障がい者、手帳所持者以外及び18～74歳は「信頼できる相談者がいる」、重複の方は「曜日や時間に関係なく、いつでも相談にに応じてくれる」となっています。

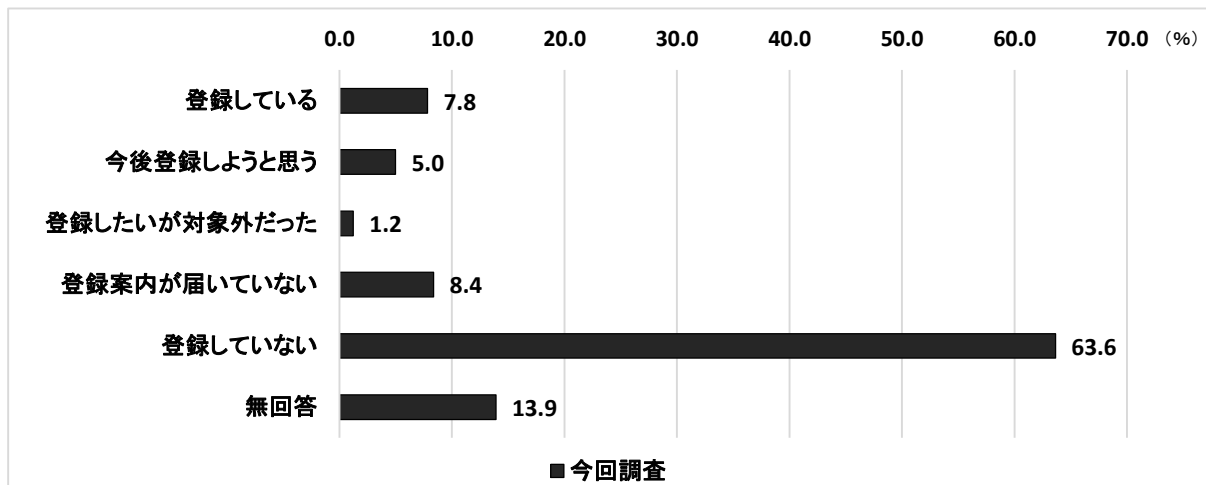
	割合（％）									
	曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる	信頼できる相談者がいる	専門的な知識が豊富な相談者がいる	プライバシーが確保される	身近な場所で相談できる窓口がある	メールやLINEでの相談ができる	電話での相談を充実する	ちょっとしたことでも気軽に相談に応じてくれる	その他	特にない
全体	29.6	35.1	24.1	18.4	13.4	7.7	7.7	31.6	2.0	13.7
身体障がい者	28.7	31.4	24.1	17.1	14.3	5.5	9.5	32.0	1.5	15.2
知的障がい者	31.3	42.5	16.3	15.0	20.0	11.3	3.8	33.8	6.3	16.3
精神障がい者	31.3	45.3	32.8	25.0	10.9	14.1	6.3	28.1	1.6	6.3
重複の方	33.3	20.8	4.2	4.2	4.2	0.0	4.2	29.2	0.0	16.7
手帳所持者以外	32.5	52.5	42.5	32.5	7.5	12.5	7.5	42.5	0.0	7.5
18～39 歳	32.9	45.2	27.4	20.5	11.0	16.4	4.1	34.2	0.0	13.7
40～64 歳	36.4	43.9	30.1	21.4	17.3	10.4	4.0	31.2	2.9	8.1
65～74 歳	26.7	38.6	23.8	13.9	21.8	5.0	9.9	28.7	2.0	13.9
75 歳以上	23.9	22.2	18.2	17.0	8.0	2.3	11.4	35.2	1.1	17.0

④ 災害など緊急時の対応について

◆災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）への登録

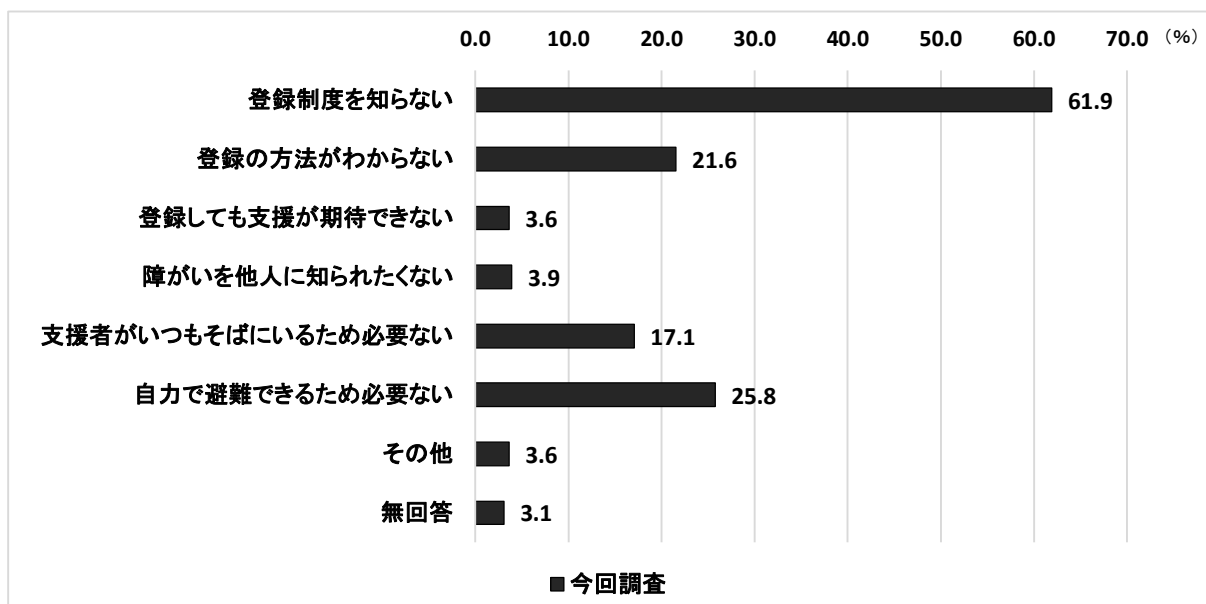
○「登録していない」が63.6%で最も高くなっており、次いで、「登録案内が届いていない（8.4%）」と続いています。

○一方で、「登録している」は7.8%にとどまっています。



◆登録していない理由

○「登録制度を知らない」が61.9%で最も高く、次いで、「自力で避難できるため必要ない（25.8%）」、「登録の方法がわからない（21.6%）」と続いています。



◆大地震などの災害時に不安に思うこと

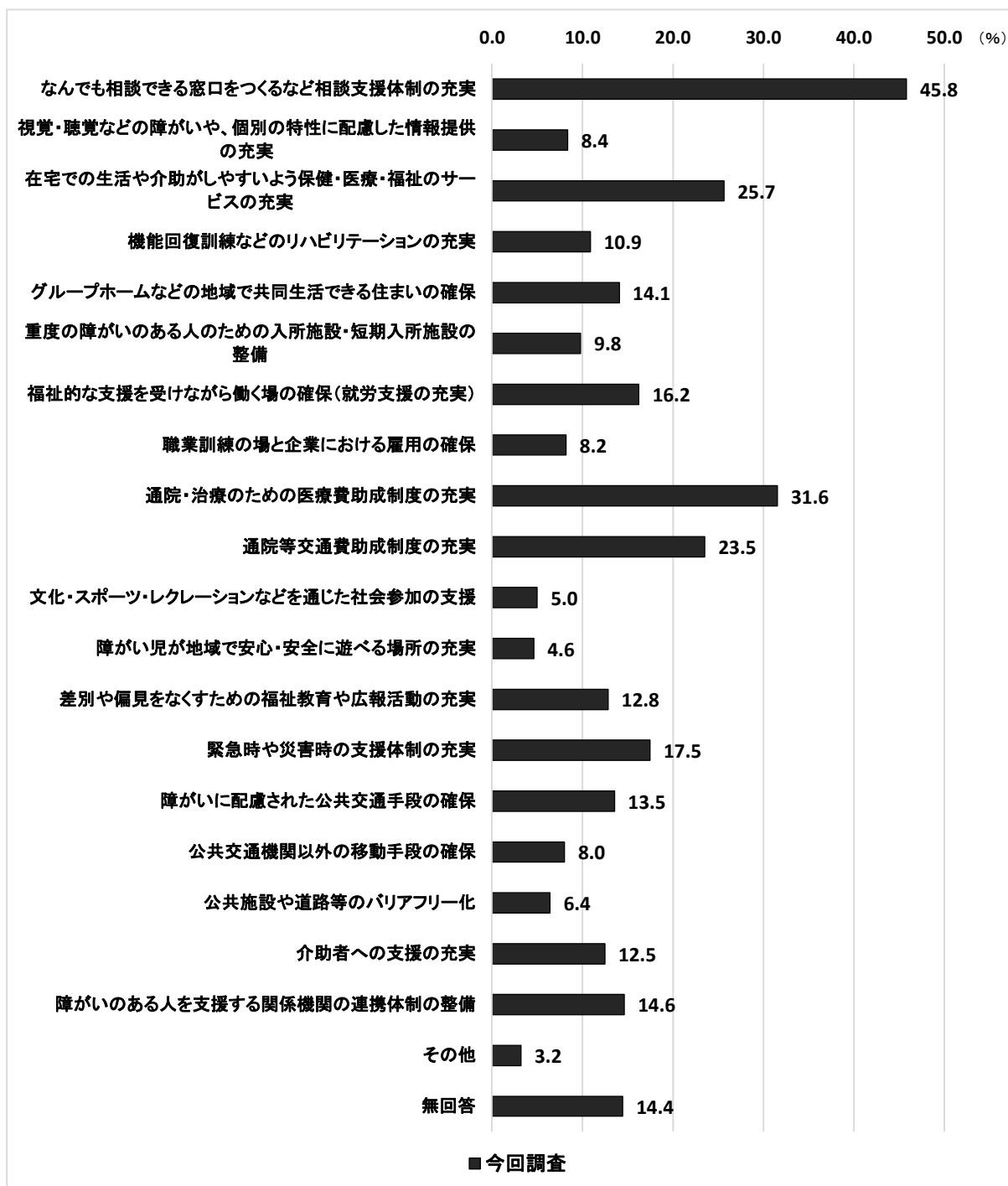
○障がい種別、年齢別に最も高い割合の項目をみると、身体障がい者、重複の方及び65歳以上は「安全な場所に避難できるか（迅速な避難行動）」、知的障がい者及び18～39歳は「他の避難者とうまく生活できるか」、精神障がい者は「障がいや疾患が悪化しないか」、手帳所持者以外及び40～64歳は「避難所で必要な医薬品や医療が受けられるか」となっています。

	割合（％）													
	災害に関する情報を得られるか	安全な場所に避難できるか（迅速な避難行動）	避難所で十分な食料や衣類を得られるか	避難所で必要な医薬品や医療が受けられるか	避難所の設備が障がいに対応しているか	避難所で必要な介助を受けられるか	衛生的な避難生活ができるか	障がいや疾患が悪化しないか	他の避難者とうまく生活できるか	避難所で、手話や要約筆記などのコミュニケーション支援を受けられるか	避難後に生活できる場所が確保できるか	わからない	特に不安に思うことはない	その他
全体	32.4	42.2	36.2	41.2	23.4	15.9	27.1	25.7	26.2	3.6	33.7	15.2	6.6	3.0
身体障がい者	33.2	42.4	36.6	41.2	25.3	18.0	27.1	20.1	16.8	3.7	31.1	15.9	9.5	2.7
知的障がい者	27.5	41.3	41.3	32.5	23.8	13.8	21.3	18.8	48.8	3.8	33.8	22.5	3.8	2.5
精神障がい者	29.7	45.3	32.8	51.6	25.0	9.4	26.6	62.5	42.2	4.7	42.2	6.3	1.6	4.7
重複の方	29.2	45.8	12.5	29.2	25.0	16.7	4.2	16.7	25.0	0.0	33.3	29.2	4.2	0.0
手帳所持者以外	47.5	47.5	50.0	55.0	12.5	15.0	52.5	40.0	32.5	0.0	42.5	5.0	2.5	5.0
18～39 歳	38.4	39.7	37.0	41.1	24.7	6.8	26.0	31.5	47.9	5.5	34.2	15.1	6.8	2.7
40～64 歳	28.9	39.9	38.2	43.9	24.9	14.5	28.3	30.6	31.2	4.6	38.2	13.9	4.0	5.2
65～74 歳	40.6	45.5	32.7	41.6	21.8	20.8	28.7	22.8	23.8	2.0	33.7	11.9	11.9	2.0
75 歳以上	28.4	42.6	36.4	38.1	22.2	17.6	25.0	18.2	15.3	2.8	31.8	17.6	6.8	2.3

⑤ 障がいのある人のための取組について

◆障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために力を入れるべきだと思うこと

○「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談支援体制の充実」が45.8%で最も高く、次いで、「通院・治療のための医療費助成制度の充実（31.6%）」、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実（25.7%）」と続いています。

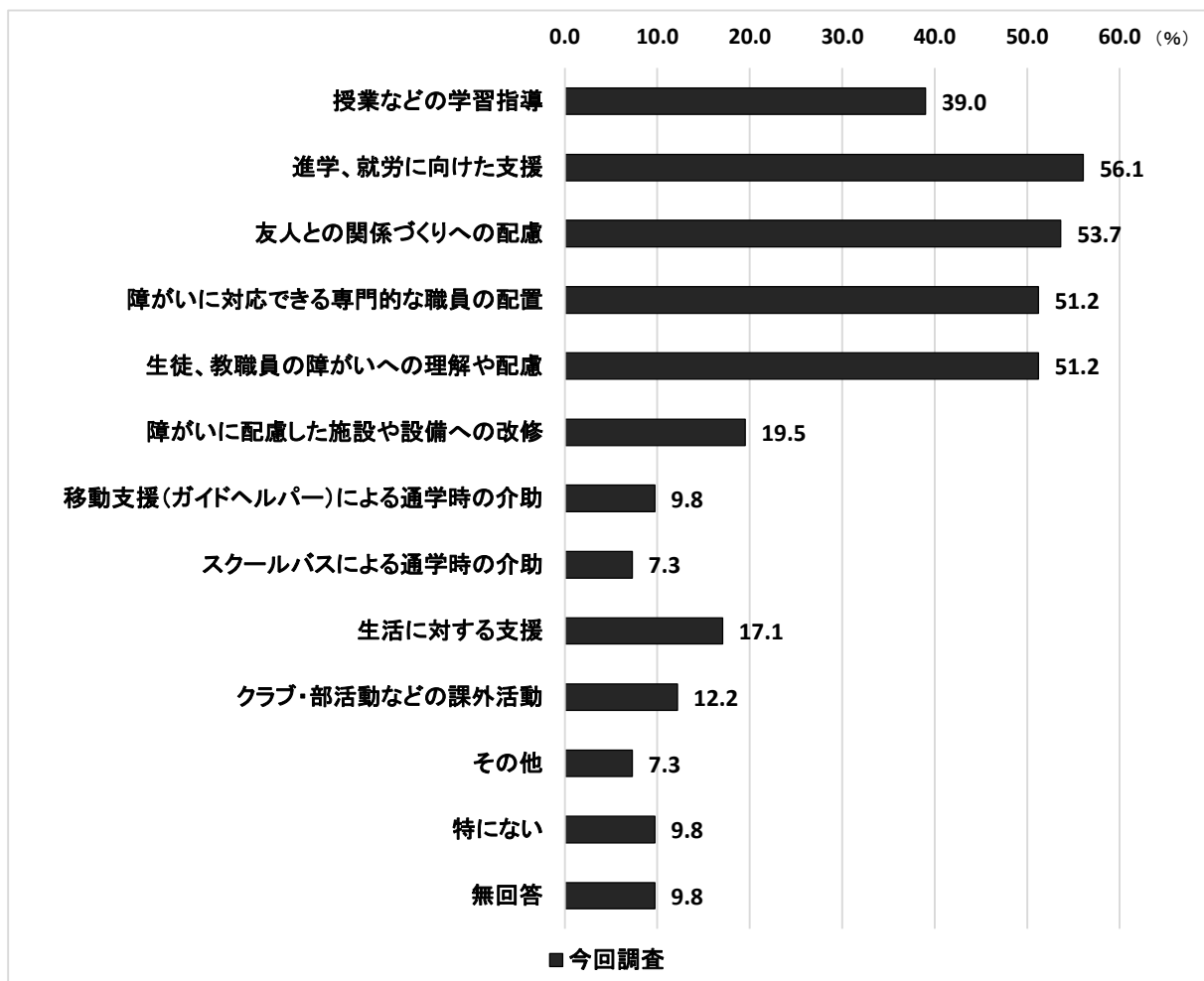


2) 18歳未満児の保護者

① 教育・療育について

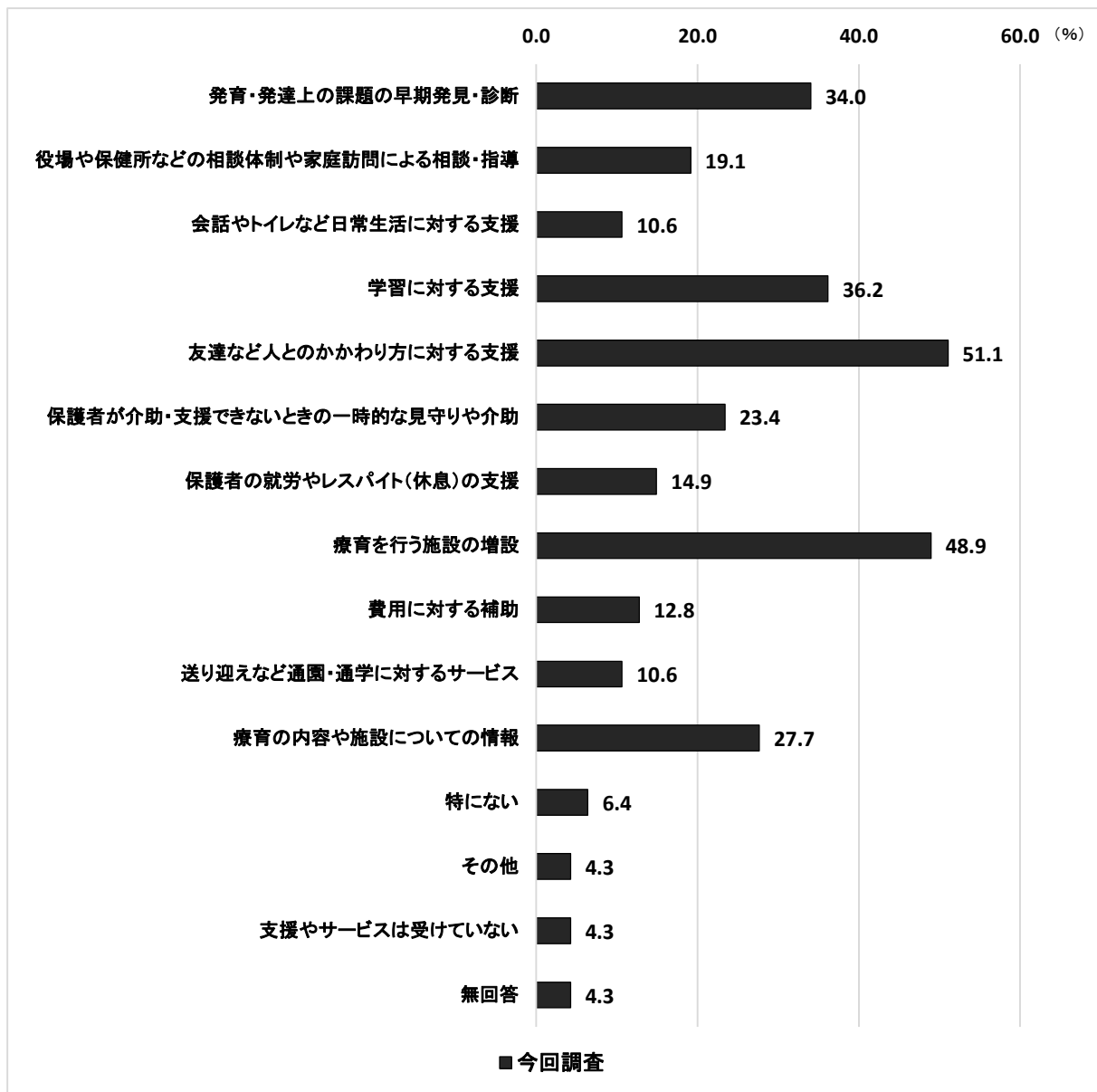
◆教育や、学校生活について、さらに充実させるべきだと思うこと

○「進学、就労に向けた支援」が56.1%で最も高く、次いで、「友人との関係づくりへの配慮（53.7%）」、「障がいに対応できる専門的な職員の配置／生徒、教職員の障がいへの理解や配慮（51.2%）」と続いています。



◆療育や支援などで、さらに充実させるべきだと思うこと

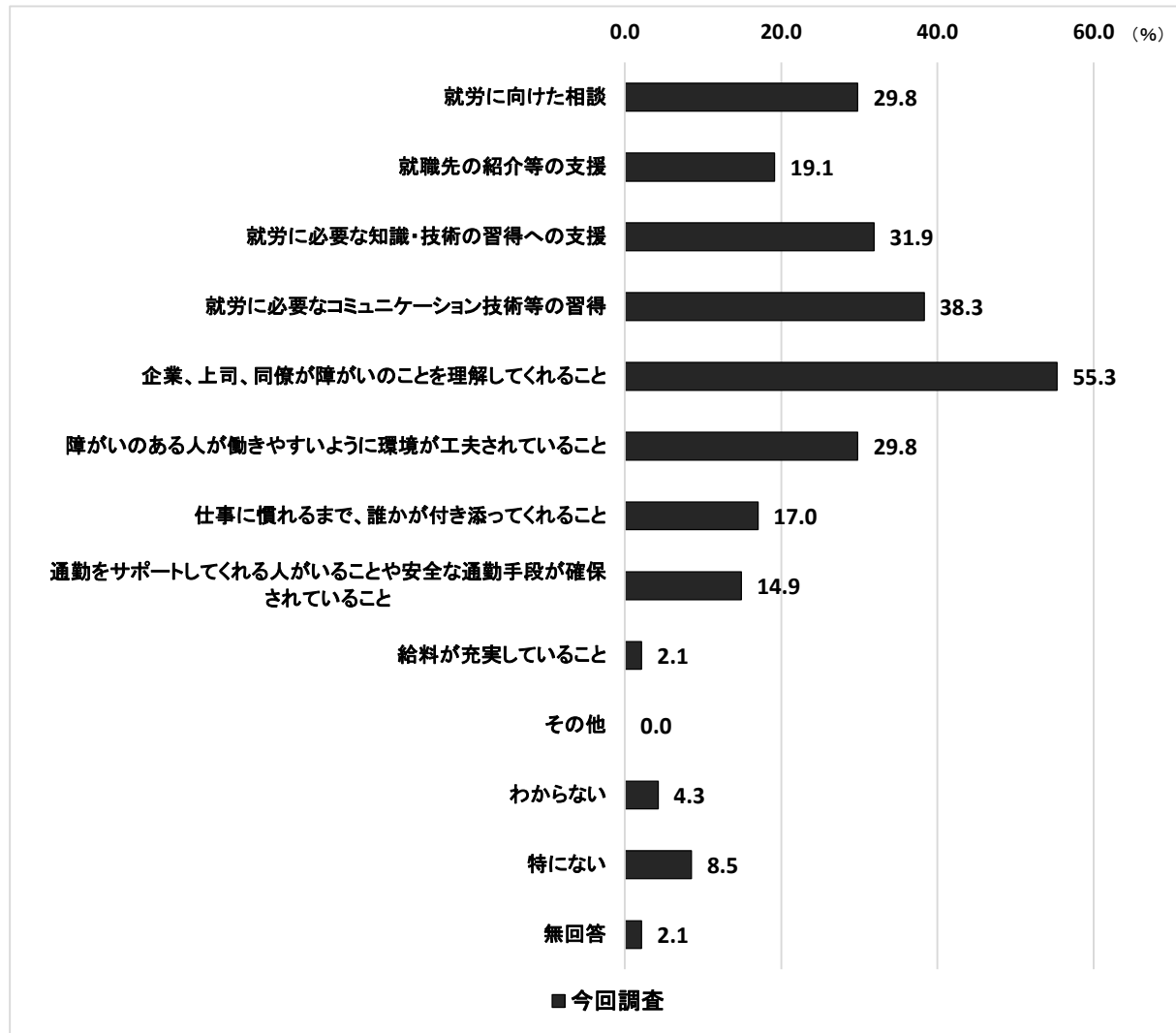
○「友達など人とのかかわり方に対する支援」が51.1%で最も高く、次いで、「療育を行う施設の増設（48.9%）」、「学習に対する支援（36.2%）」と続いています。



② お子さんの将来について

◆お子さんが将来仕事に就くために重要だと思われること

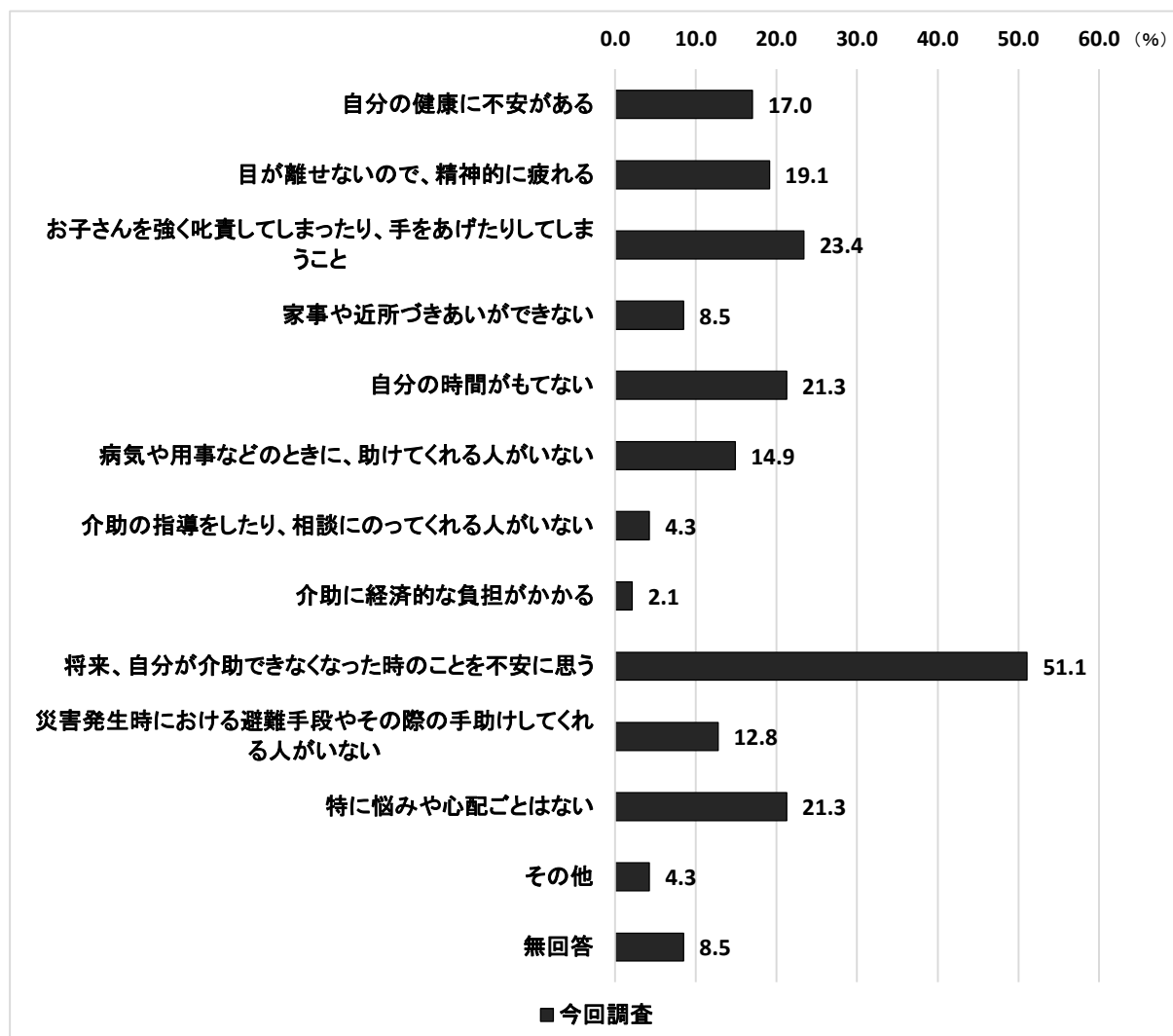
○「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」が55.3%で最も高く、次いで、「就労に必要なコミュニケーション技術等の習得（38.3%）」、「就労に必要な知識・技術の習得への支援（31.9%）」と続いています。



③ 介助の状況などについて

◆介助に関する悩みや心配ごと

○「将来、自分が介助できなくなった時のことを不安に思う」が51.1%で最も高く、次いで、「お子さんを強く叱責してしまったり、手をあげたりしてしまうこと（23.4%）」、「自分の時間がもてない／特に悩みや心配ごとはない（21.3%）」と続いています。



5. 当事者懇談会（団体ヒアリング）

計画を策定するに当たって、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者の方の生活実態、要望等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的に、当事者懇談会（団体ヒアリング）を開催しました。

当日は、「あくせす根室」地域づくりコーディネーター浜尾勇貴氏の司会により進められ、事前に団体代表の方に記入いただいたアンケートを基に、現状や課題に対するご意見をいただきました。

（1）懇談会の概要

日 時	令和5（2023）年10月10日（火） 18：30～20：30
場 所	中標津町役場101号会議室
参加団体 ※事前アンケートのみの 団体も含む	中標津町身体障がい者福祉協会
	北海道難病連中標津支部
	一般社団法人釧路聴力障害者協会根北支部
	中標津保健所管内精神障害者を支える会 あすなろ会
	子どもの成長を見守る会
	中標津町手をつなぐ親の会
	障がいのある人も共に豊かに生きられる地域を目指す ぼればれの会
	中標津手話の会
	特定非営利活動法人 森の家
	特定非営利活動法人 手をつなぐ白かばの会
	自立サポートセンター工房ういんくる
	企業組合 くれすとばすてる
	一般社団法人 ワークセンターらーふ
	一般社団法人 中標津障がい者自立支援センター
	社会福祉法人北海道社会福祉事業団 なかしべつ地域生活支援センター
	釧根地区ADHD・LD・PDD懇話会中標津支部
	社会福祉法人中標津町社会福祉協議会 中標津町社協ケアサービスセンター
	ハートケアゆとり居宅介護事業所
	株式会社ロールパル 就労継続支援B型事業所のはな
	児童発達支援・放課後等デイサービス たいようとクローバー
	北海道中標津支援学校
内 容	①相談支援と権利擁護の推進 ②保健・医療の充実 ③生活支援の充実 ④教育・療育の充実 ⑤雇用・就労の推進 ⑥社会参加の促進 ⑦ともに支えあうまちづくり ⑧生活環境の充実

(2) 当事者懇談会の意見の概要

分野	意見・問題点
①相談支援と権利擁護の推進	・「福祉のしるべ」に各団体の紹介等を記載し、各団体に配布してほしい。 ・相談事業は、24 時間体制で実施しているため、事業所として支援者の労働環境等の調整が課題となっている。 ・成年後見制度については、導入時は障がい者家族への啓蒙活動が活発に行われていたが、近年は控えめである。
②保健・医療の充実	・グループホームの利用者については、内部疾患・精神疾患共に町外への通院・入院が増えている。支援は当然のこととして、移動の労力（時間）はかなり大きなものとなっている。 ・聴こえない、聴こえにくい乳児・幼児の早期発見と、親子への継続的な支援が必要。病院、保健センターから専門機関（釧路鶴野支援学校、北海道ろうあ連盟等）に繋げる。 ・難病患者は専門医がこの先も診てくれるか心配。専門医が遠方のため通院に苦勞している。受診日が悪天候で行けないときなど、地元の病院で受診できればよい。
③生活支援の充実	・介護職員の不足により、1 人の負担が大きくなっていたところ、他事業との兼務で対応しているが、どこまで対応できるか不安を感じる。 ・生活介護事業所の開設については、繰り返し検討してきている。町内のニーズ及びグループホーム利用者の将来展望において、その必要性は共有されている。事業運営を行う就業者を安定的に確保することが困難な状況であり、前に進まない状態。グループホームの整備についても、ニーズについての認識はあるものの、同様の理由で拡大が困難な状態が続いている。全道域で同様の傾向があり、法人としては様々な分野で事業縮小の方向で検討を進めている。 ・障がい者グループホームに入居したい方がいるが、空きがない状況である。 ・ヘルパー不足の為、同行援護が提供できない現状になっており、視覚障がい者の外出支援ができない事は問題と考えている。 ・親が、難病の子を世話しているケース。子が一人になったときのことが心配。
④教育・療育の充実	・日中一時支援事業は、共生型交流センターが活動拠点だが、スペースが限られているため「あにまーと」での活動も多い状態。放デイについては、利用者の重度化が進んでおり、支援者の確保、人材育成が常に課題となっている。また、建物の老朽化が激しく、移転を検討しているが、適当な物件が見つからない状態が続いている。 ・聴こえない子どもや親に、オンラインによるコミュニティの場づくりの支援。小中学校の総合学習に手話講座を取り入れてほしい。 ・福祉全体的に支える手（支援者）不足の中で、どこまで支援の手を拡げられるか。

分野	意見・問題点
⑤雇用・就労の推進	・定員等の問題から既開設事業所は新規利用が難しい状況にあるため、A型・B型サービスの拡充が必要。 ・就労事業所の多くの利用者は、送迎サービスによりスムーズに仕事へ向かうことができている。一般就労に向けては、通勤手段、距離を含めた住居確保が大きな課題の一つとなっている。 ・就労支援事業所として、障がい者の就労に関する理解を深めたく、説明会のような機会を設けたく協力をお願いしたい。 ・福祉事業所による販売会など、共同体により実施することも検討したい。 ・聴こえない人が働ける会社、事業所が少ない。企業、事業所に、聴覚障がいについての理解を促してほしい（例えば、新年度に合同の手話講座を開催する等）。
⑥社会参加の促進	・障がい者が自由に参加できる大小のイベントや自由に活動できるスペースは、町内に多くある印象。通院を含め移動手段は徒歩、自転車、バスの利用が中心であり、情報提供や支援のあり方が事業所としての課題でもある。 ・役場福祉課に手話通訳者を配置してほしい。手話奉仕員養成講座はぜひ継続して開催してほしい。 ・障がいのある方々の交流会や意見発表会などで交流の機会を図ってほしい。
⑦ともに支えあうまちづくり	・グループホーム、放課後等デイサービスについては、「障がい者」「障がい児」を前面に掲げた広報は積極的に行っていない。 ・「権利擁護」「合理的配慮」「虐待防止」等をテーマとした内部研修が必須となっている。役場だけでなく、転勤などの転入者にも地元の福祉状況の理解を期待したい。 ・公共施設、銀行、お店等に「筆談できます」マークを設置してほしい。冬期の除雪、高齢者、障がい者宅を優先してはどうか。
⑧生活環境の充実	・災害時、各避難所に視覚情報を増やしてほしい。避難所に、聴こえない人だと分かるよう、ピブスを用意してほしい。 ・福祉避難所設置と運営の詳細について早期にまとめる必要がある。 ・オストメイトトイレ、多目的トイレの設置、バリアフリー構造、車いす仕様等々の町内マップ作成が必要。 ・循環バスの本数が少なく、障がい者が出勤するために乗れないのが現状。障がい者だけでなく、免許のない人や車のない人の通勤に利用してもらえるようにしてほしい。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では前計画に引き続き、基本理念（あるべき姿）を

かけがえのない一人ひとりが ころ豊かに暮らすまち

とします。

この理念は「ノーマライゼーション社会の実現」を目指すものであり、具体的には、次のことを意味します。

（１）かけがえのない一人ひとり…「基本的人権の尊重」

人は誰もが一人ひとり違うのが当たり前の存在です。すなわち、人はみんな同じでなくてよいのです。一人ひとりの『違い』をそれぞれの特性として認め合い、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのない人、高齢者、子ども、男性、女性、すべての人がかけがえのない一人として尊重されることが重要です。

（２）あるがまま…「主体性・自立性の尊重」

すべての人が、あるがままの自分を表現できて、生き方や、住みたいと思う場所を選べるのが大切です。

（３）がんばりやすい…「自立と社会参加への支援」

障がいのある人もない人も、自分の選択した生き方や住みたい場所を、自己の責任で確立していくことは社会生活の基本です。しかし、障がいのある人にとって自分や家族のがんばりだけでは乗り越えられない障壁は取り除かれるべきであり、がんばりは強いられるべきものではありません。このような配慮の下で、がんばる人ががんばりやすいように適切な支援が受けられる環境を創ることが重要です。

障害者差別解消法が平成28年4月から施行され、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供が義務化されています。

障がいを理由とする差別の解消を推進し、すべての住民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現を目指すことが求められています。

「合理的配慮」については、配慮の内容や程度等も多種多様であることから、議論の機会をもち、住民一人ひとりが障がいに関する正しい理解を深め、相互理解を促進していくことが必要です。

(4) ころ豊かに暮らせるまち…「QOL（生活の質）の向上」

ただ暮らすだけではなく、ころ豊かに暮らせること、すなわち、障がいのある人が豊かさを実感できるよう、生命、生活、人生の質の向上が求められます。

(5) 助けたり助けられたり支えあい…「支えあうまちづくり」

障がいのある人もない人も、すべて人は誰かを支え、誰かに支えられています。支えられる量が多かったり少なかったり、支える量が少なかったり多かったりするだけです。助けたり、助けられたり支えあうまちづくりを目指します。

(6) やさしいまち…「バリアフリーやユニバーサルデザインによるまちづくり」

障がいのある人、高齢者、妊婦さん、ベビーカーを押したお母さん、幼い子ども、けがをしている人など、今、不自由や不便を感じる人に基準を合わせたまちづくりを目指します。

また、物理的な障壁だけでなく、障がいや障がいのある人へのころのバリア（障壁）をも取り除き、正しい理解を深めるよう努めます。

2. 基本目標（施策展開の基本方向）

（１）地域における生活支援

これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障がいのある人ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにするためには、障がいのある人の自立した生活を支援するとともに、その介助に当たる家族の介助負担を軽減することも重要となります。

相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりをより一層進めていきます。

また、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」についても、議論を深めていきます。

（２）自立と社会参加の促進

障がいのある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの程度等に応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。また、障がいのある人が地域で生活を続けていくためには、障がい特性や個々のニーズに応じた働く場、活動の場が身近なところにあることが条件となります。

一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」の充実を図ります。また、地域での就労・雇用の場をいかに確保していくか等について、町民・事業者・関係機関とともに重点的に検討し、多様な就労の場の確保に努めるとともに、移動手段やコミュニケーション手段の確保に努め、障がいのある人の社会参加を促進していきます。

（３）ともに支えあう福祉のまちづくり

障がいのある人が暮らしにくいと感じるのは、段差や階段等の物理的な障壁だけでなく、外での人の視線や店での応対時などに感じる差別や偏見、疎外感などです。

障がいのある人を特別視する『意識上の障壁』を取り除き、障がいのある人もない人も、支え合いながら生きる地域社会の実現を目指すとともに、障がいのある人をはじめ、日常生活を送るうえで配慮が必要な人の視点から暮らしやすいまちにすることは、障がいや疾病等がない人にとっても暮らしやすいまちであるとの考え方にたって、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」に向けた施策を進めていきます。

3. 施策の体系

基本 目標	大 項 目	中 項 目
1. 地域における生活支援	(1) 相談支援と権利擁護の推進	1) 広報・情報提供の充実
		2) 相談支援体制づくり
		3) 権利擁護の推進
		4) 差別及び虐待防止のための取組
	(2) 保健・医療の充実	1) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実
		2) こころの健康づくり
		3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
		4) 難病患者等への支援
	(3) 生活支援の充実	1) 新たなサービス利用制度の円滑な実施
		2) 在宅生活への支援
		3) 居住の場の確保
		4) 施設サービス
2. 自立と社会参加の促進	(1) 教育・療育の充実	1) 療育・発達支援体制の充実
		2) 障がいのある子どもの地域生活・家庭支援
		3) 障がい児教育の充実
	(2) 雇用・就労の推進	1) 日中活動の場の確保
		2) 雇用・就労の促進
		3) 障がい者雇用の拡大
	(3) 社会参加の促進	1) 移動・コミュニケーションに関する支援
		2) スポーツ・文化活動等の振興
		3) まちづくり活動への参画促進
		4) 障がい者団体の活動支援
3. ともに支えあう福祉の まちづくり	(1) とともに支えあうまちづくり	1) 理解と交流の促進
		2) 福祉教育・福祉学習の推進
		3) 地域における福祉活動の推進
		4) ケアラー支援の強化
	(2) 生活環境の充実	1) 福祉のまちづくり
		2) 居住環境の整備・改善
		3) 情報アクセシビリティの向上

第4章 施策の展開

1. 地域における生活支援

(1) 相談支援と権利擁護の推進

＜現状と課題＞

- 障がいのある人向けのガイドブック「福祉のしるべ」を障がい種別毎に作成し、身体障害者手帳等を交付する際に配布していますが、難病を含む一元的なものに見直すとともに、障がい者団体への加入促進のため、各団体のPRを検討する必要があります。
- 根室振興局管内1市4町が共同で設置している根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」は、平成30年度から基幹相談支援センターとして地域における相談支援の中核的な役割を果たしています。この間、「あくせす根室」の相談件数は年々増加しており、相談支援専門員の増員や労働環境の改善が課題となっています。
- 本町では、成年後見支援センター事業を社会福祉法人中標津町社会福祉協議会に委託し、成年後見制度の相談や啓発、市民後見人の養成等を行っていますが、制度の認知度を高めることが求められています。
- 町民生活部福祉課が「市町村障がい者虐待防止センター」の役割を担い、障がい者虐待に関する相談・通報・届出の窓口として、虐待の早期発見に努めています。

1) 広報・情報提供の充実

- ・ 現行の「福祉のしるべ」の内容を、難病を含む一元的なものにリニューアルし、障がいのある人とその家族に配布するほか、町ホームページへの掲載や各公共施設等に備え置くなど、継続的な周知を行います。また、巻末に障がい者団体の活動内容や連絡先を記載することによって、障がいのある人の各団体への加入促進を図ります。
- ・ 社会福祉協議会や障がい者支援団体等と連携しながら、点訳や朗読、手話通訳など障がいのある人を支援するボランティア団体の活動を支援します。

2) 相談支援体制づくり

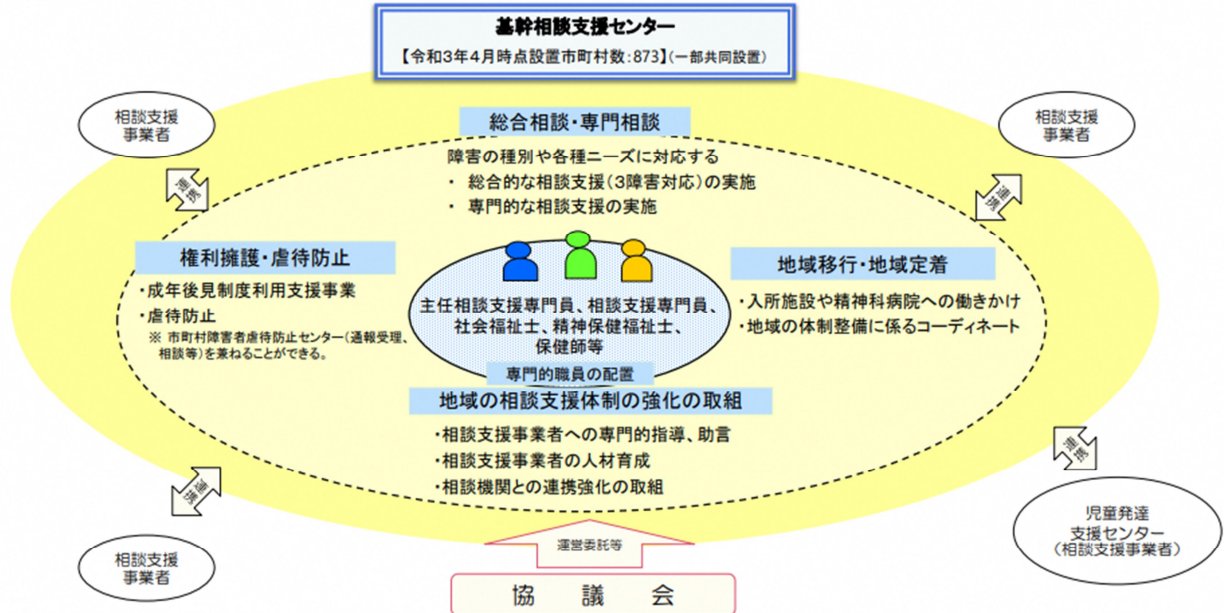
① 相談支援体制の充実

- ・ 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、年齢や障がい種別に関わらず総合的な相談支援を行うため、引き続き、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を中核とした相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な福祉サービス等につなげられるよう、障がい者虐待防止センターや成年後見支援センターとの包括的な連携に努めます。
- ・ 障がいのある人の高齢化に対応するため、地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）等との連携を強化します。

現行の基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



② ケアマネジメント体制の充実

- 指定特定相談事業所及び指定障害児相談支援事業所と連携し、障がいの状態やライフステージ、家庭や住まいの環境等の生活課題、サービス利用意向などに応じた各種支援制度、社会資源などについての情報提供に努めるとともに、障がいのある人が望む生活の実現に向け、相談支援の実施、サービス等利用計画の作成に努めます。
- 病院や施設からの地域移行についても、住まいやサービス等の調整を行い支援します。

③ 相談支援機関のネットワーク化

- 町内及び近隣市町における相談支援機関とのネットワーク化を図り、その活用を推進していきます。
- 障がい者相談員や民生委員・児童委員等への情報提供や研修の機会を設けることにより、障がいのある人やその家族が身近な地域で相談できる体制の充実を図ります。

3) 権利擁護の推進

① 人権意識の普及・啓発

- 障がいのある人に対する差別や偏見、虐待のない社会を築くため、障がいに対する理解を深め、障がいのあるなしに関わらずお互いを尊重し、暮らしやすい地域が実現するよう、人権意識の普及・啓発に努めます。
- 障がいのある人の自己決定と保護を基本として、権利擁護の推進に努めます。

② 権利擁護の方法や手段の周知

- ・ 障がいのある人の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分なために財産の管理や日常生活で生じる契約などの法律行為を自分で行えない障がいのある人の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）などの権利擁護の方法や手段について、関係者が情報を共有しながら連携を保ち、制度利用の促進を図ります。
- ・ 法的な手続や人権に関する相談について、障がいのある人やその家族が弁護士に無料で相談できる「障害者110番」（北海道が一般社団法人北海道身体障害者福祉協会に委託）の周知を図ります。

4) 差別及び虐待防止のための取組

① 障害者差別解消法に基づく取組の推進

- ・ 障害者差別解消法では、行政機関や会社・お店などの民間事業者による「障がいを理由とする差別的取扱い」を禁止しており、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲での社会的障壁を取り除くために必要な「合理的な配慮」が求められます。
- ・ 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」などの障がい者差別の解消について、障がいのある人やその家族、関係機関とも協議を重ねるとともに、法の周知に努め、住民の理解を深めます。
- ・ ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、外見からは分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動と理解の促進を図ります。

② 障がい者虐待の予防と早期発見

- ・ 障害者虐待防止法では、障がい者の虐待を発見した場合、市町村へ通報することが義務付けられています。障がい者虐待に関する相談や通報の受理から介入、解決に至るまでの一連のプロセスへの具体的対応が求められています。
- ・ 引き続き、「市町村障がい者虐待防止センター」の機能を十分に発揮するとともに、障がい者虐待を早期に発見し対応できる体制づくりを強化します。

(2) 保健・医療の充実

＜現状と課題＞

- 本町では、健康づくりの7つの課題である「運動」「食生活」「歯の健康」「こころの健康」「たばこ」「健康管理」「感染症・熱中症・食中毒」の解決を目指す「健康づくり推進計画」と、すべての町民の現在と将来にわたる健康な食生活の実現を目指す「食育推進計画」において、「なかなか健康なかしべつポイント」や体力測定会、レシピコンテスト等の事業や広報活動を通じた情報発信、各種健康相談を実施しています。
- こころの健康づくりでは、平成31年3月に「中標津町生きるを支える自殺対策行動計画」を策定し、庁内各課での取組のほか、ゲートキーパー養成講座や出前講座の開催、こころの相談窓口の周知などを行っています。また、令和4年度には「中標津町生きるを支える地域連絡会議」を設置し、地域のネットワーク体制の構築を進めています。
- 本町の自殺死亡率は、全国平均の約1.5倍と高く、自殺予防対策を総合的に推進するため、庁内各課及び地域の関係機関と連携した取組が必要です。
- 特定健康診査、がん検診等の集団健診のほか、医療機関等で個別に受診できるよう、受診しやすい体制を整備しています。今後は、特定健康診査後の保健指導を充実させ、病気の早期発見・早期治療に結び付け、脳血管疾患、心疾患、慢性腎臓病などの重症化を予防することが重要です。
- 町民一人ひとりが自身の健康づくりに積極的に取り組めるよう、個人の取組だけでなく、家族や地域、関係団体等と連携を図る必要があります。
- グループホームの利用者は、内部疾患・精神疾患ともに町外への通院・入院が増えているため、移動の労力（時間）はかなり大きなものとなっています。
- 聴こえない、聴こえにくい乳幼児の早期発見と、親子への継続的な支援が必要です。

1) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

① 健康づくりの推進

- ・ 「中標津町健康づくり推進計画～なかなか健康なかしべつ」及び「中標津町食育推進計画」を推進し、町民、地域及び行政が連携して、総合的に健康増進の取組を進めます。
- ・ 健康づくりに関する情報発信を積極的に行います。

② 障がいの早期発見・早期医療

- ・ 安心して健康診査やがん検診を受診できるよう体制を充実させるとともに、未受診者へのアプローチの方法を工夫し、受診勧奨を強化します。
- ・ 健康診査後の保健指導の充実を図り、病気の早期発見・早期治療につなげることによって病気の重症化の予防を支援します。

③ 医療サービスの充実

- ・ 町立中標津病院は、根室北部における地域センター病院としての機能を維持するとともに、障がいのあるなしに関わらず、町民が安心して医療が受けられる医療提供体制と地域生活支援の充実を図ります。
- ・ 近隣及び第三次医療機関との連携のほか、地域内の市町村障がい福祉担当部門や相談支援事業所との連携を強化していきます。
- ・ 身体の障がいを除去又は軽減するために必要な更生医療や育成医療の給付を推進します。
- ・ 特別な医療処置等が必要な障がいのある人が在宅で安心して生活ができるよう訪問看護ステーション等の医療機関との連携を図ります。

④ 地域リハビリテーションの充実

- ・ 医療機関や保健所と連携しながら、脳血管疾患後遺症の機能回復訓練や身体障がい者、難病患者のリハビリテーション、こころの病気のデイケアなどの充実を図ります。
- ・ 地域生活を営むために必要な身体機能・生活能力の向上などを支援する障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練及び生活訓練）の推進に努めます。

⑤ 医療的ケア児への支援

- ・ 重症心身障がい児や医療的ケア児及びその家族と医療・福祉・教育等社会資源をつなぎ、地域で安心して生活することができるよう支援体制を作っていきます。
- ・ 就学前から学齢期への切れ目のない支援が続くよう関係機関との調整を図ります。

⑥ 感染症対策の促進

- ・ 障害者福祉施設を運営する事業者に対して、施設内の感染症対策の徹底に関する周知・啓発を実施します。

2) こころの健康づくり

- ・ こころの病気やメンタルヘルスに関する啓発活動によって、正しい知識の普及に努めます。
- ・ 町民にとって身近な「こころの相談窓口」として、庁内関係課のほか、道立精神保健福祉センターや保健所などの専門機関との連携を強化し、相談者の不安が軽減されるよう支援します。
- ・ 「中標津町生きるを支える地域連絡会議」などを通じて、保健、医療、福祉をはじめ、教育、司法、商工等の関係機関・団体と連携し、「中標津町生きるを支える自殺対策行動計画」に基づく自殺対策への取組を進めます。

3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく生活することができるよう、医療・福祉・介護・住まい・就労・地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたシステムをいいます。
- ・ 精神障がいの有無や程度によらず、地域生活に関する相談に対応できるよう関係機関との重層的な連携による支援体制の構築を検討していきます。

4) 難病患者等への支援

- 保健所、医療機関その他関係機関と連携し、難病患者等の保健・医療・福祉に関する総合的な支援体制の整備に努めます。
- 障害者総合支援法に基づくホームヘルプサービスや日常生活用具の給付などの生活支援サービスを実施します。
- 町外の医療機関に通院する難病患者等の経済的な負担を軽減するため、引き続き、交通費の一部を補助します。

(3) 生活支援の充実

<現状と課題>

- 現在、町内にはグループホームが7棟あります。
- 本町には施設入所支援や生活介護を行う施設・事業所がなく、十分なサービス基盤となっていないのが現状です。福祉分野に限らず、人手不足が深刻化している中、マンパワー不足が大きな課題となっています。
- 在宅で生活する障がいのある人の高齢化が進み、それに対応する支援体制の重要性が高まっています。

1) 新たなサービス利用制度の円滑な実施

① 制度改革への対応

- ・ 障害者総合支援法の見直しに基づく新たな生活支援制度の円滑な実施を図るため、制度改革の内容や各種サービスの利用方法等についての周知・広報、情報提供に努めるとともに、より充実したサービスを提供できるよう、提供基盤の確保に努めます。

② 地域包括ケアの推進

- ・ 障がいのある人の地域生活を支援するため、また、福祉施設や病院から地域生活への移行を支援するため、利用者本人の意向を尊重し、保健・医療・福祉・教育・就労等へのニーズに応じて、様々な生活支援制度・事業や社会資源を結び付ける地域包括ケアの確立を目指し、関係機関・団体等のネットワークづくりに力を入れていきます。

③ 地域自立支援協議会の機能強化

- ・ 障がいのある人やその家族を支えるため、障がい福祉に関する地域づくりの協議の場となる「地域自立支援協議会」の活性化を図ります。

地域自立支援協議会の役割

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等を実施
- ・ 具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言
- ・ 地域の関係機関によるネットワークを構築

2) 在宅生活への支援

① 居宅における生活支援サービスの充実

- ・ 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して、自らが望む生活を送ることができるよう、ホームヘルプサービスなどのサービス提供体制の確保に努めます。
- ・ 釧路児童相談所などと協力して、在宅で生活する重症心身障がい児者の家庭を訪問支援する巡回療育相談事業を継続していきます。

生活支援サービス事業	内 容
ホームヘルプサービスの充実	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の障がいのある人の日常生活を支援するため、身体介護、家事援助などのサービスを障がいの程度や種類に応じて適切に提供できるよう努めます。 また、事業所と連携を図りながら、障がい特性を理解し、専門的な知識と技量を持ったヘルパーの確保や資質の向上に努めます。
在宅障がい児者巡回療育相談	釧路児童相談所、北海道療育園と連携し、専門医が在宅で生活する障がい児者（重症心身）の家庭を訪問し、相談支援等を行います。 事業の必要性は高く、引き続き関係機関との連携協力に努めます。
短期入所事業の推進	介助者の事情などにより一時的に家庭での介護が困難になった場合において、障がいのある人を指定の施設や病院などで短期間、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 介護保険事業との連携・調整やサービス事業者との連携を図りながら、受け入れ体制の充実を図るなど、必要なときに利用できるようサービス提供に努めます。
外出支援サービスの充実	行動援護など自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業の移動支援事業として実施する移送サービス、同行援護など、障がいのある人の移動を支援するサービスの望ましいあり方を検討していきます。
訪問入浴サービスの充実	入浴が困難な重度身体障がい者の居宅を訪問し、入浴介護を行います。今後は、回数の増加について検討していきます。
日中一時支援の充実	日中において監督保護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人（身体・知的・精神・障がい児）を対象に、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための訓練等を行います。
その他の生活支援サービスの充実	障がいのある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付など、障がいの状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。

② 高齢障がい者への支援

- 心身機能が低下した高齢障がい者について、障害福祉サービス事業所で十分なケアが行えなくなった場合、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、共生型サービスが介護保険と障がい福祉両方の制度に位置付けられており、障害福祉サービス事業所及び介護保険サービス事業所と、共生型サービスの提供体制について検討していきます。

③ 経済的支援制度の利用促進

- ・ 障がいのある人の生活の安定に向け、各種年金や各種手当、税控除、医療費など制度の内容や手続きの周知を図るとともに適切な利用を促進していきます。

3) 居住の場の確保

- ・ 本町には、町が設置したグループホームが1棟、民間事業者（北海道社会福祉事業団）が設置したグループホームが6棟あり、合計で7棟（定員49名）が整備されていますが、グループホームの需要は高く、潜在的な入居希望者がいることや、中標津支援学校の卒業生の進路選択の一つとなることから、グループホームを中心とした生活の場の確保に努めます。
- ・ 障がいのある人が地域で自立し、安心して暮らしていけるよう、施設や病院等から地域生活への移行を支援していきます。

4) 施設サービス

- ・ 施設で生活するか地域で生活するか、また、誰とどこで生活するかなど、本人の望む暮らしを選ぶ機会が確保されていることが重要です。
- ・ 障害者総合支援法に基づく「施設入所支援」の対象となる入所施設において、利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、広域的な調整の下、適切なサービスの提供に努めます。

2. 自立と社会参加の促進

(1) 教育・療育の充実

＜現状と課題＞

- 保健センターでは、こども相談を月4回実施しています。自ら相談を希望する保護者も増えており、今後も専門職の相談を受けられる機会を確保していく必要があります。
- 児童発達支援は、無償化により3歳～5歳児の利用が増加しています。また、3歳未満児も市町村子ども発達支援センター事業を活用することで、利用者の経済的な負担なく早期支援・早期療育につながっています。
- 児童デイサービスセンターでは、保護者や関係機関からの相談に応じて相談支援や関係機関と連絡を取り、情報の収集と共有を図っています。学童期の相談が増加しており、また、支援の困難な事例も多く、関係機関との情報共有の場を設け、支援について検討する機会が増えています。
- 乳幼児期は託児所や保育園、幼稚園などの施設、学童期は小・中学校、児童館、放課後等デイサービスといった、児童が集団生活を営む施設や学校からの訪問依頼を受け、観察や検査、カンファレンス等を実施しています。児童の状況に応じて専門職が訪問することで専門的な支援を行っています。
- 教育支援委員会のメンバーは、小・中学校、支援学校、保健センター、児童デイサービスセンター、医師などであり、教育委員会が連携をとり、乳幼児期から就学・思春期までの一貫した発達支援を行っています。
- 町立中標津保育園では、医療的ケア児の受入れを行っています。
- 本町は、北海道教育委員会の令和5年度「発達障がい支援成果普及事業」と北海道の「障がい児等支援連携体制整備事業」の連携推進地域に指定されたことを受け、発達支援や障がい児支援に携わる関係者同士のつながりを深める場として、「子どもを育む「教育」と「福祉」の情報交換会」を開催しました。

1) 療育・発達支援体制の充実

① 療育支援

- ・ 発達の遅れや障がいのある児童とその家族に対して、発達に不安のある段階から身近な地域で適切な支援を受けることができるように体制を確保することが重要です。早期支援を行うだけでなく、多職種（臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士）の専門的かつ総合的な評価による本人支援、家族支援を中心とした移行支援・地域支援を行います。
 - ・ 発達障がい児の家族等を支援するため、ペアレントメンターを活用した家族同士の情報共有・交流の場の設置に努めます。
- ※ ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

② 関係機関の連携

【保健センター】

- ・ 乳幼児の健診相談においては、運動発達、言語・精神発達に対し、専門的な相談を希望される乳幼児及び家族に対して、こども相談（児童デイサービスセンター：作業療法士・言語聴覚士・公認心理師）にて、専門の相談を受けられる機会を確保し、保護者の不安軽減や児童の発達が促されるよう支援していきます。
- ・ 健康診査後も家族が児童の発達に対し心配なときには、保健師による家庭訪問や、保育園・幼稚園へ相談日の周知を行い、いつでも専門職の相談が受けられるよう対応していきます。

【児童デイサービスセンター】

- ・ ライフステージごとの支援（乳幼児期、学齢期）で必要な関係機関との連携が重要です。保健センターと保護者の「気づき」の段階から支援を行い、子どもの生活の場である託児所、保育所、幼稚園等との情報交換をもとに、児童にとってより良い支援を提供できるよう努めます。
- ・ 学童期は相談の依頼に応じて、教育支援委員会や学校、児童館、各事業所・関係機関との連携を取りながら、支援に関する情報の共有化を図り、児童にとって最善の利益の保障と家族支援を重視し、後方支援としての役割に努めていきます。

③ 保育所等訪問支援

- ・ 保育所等訪問支援は、保育園や幼稚園、学校など集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。乳幼児期から学童期までの幅広い年代かつ障がいの有無や事業所の利用の有無に限らず、支援を必要とする児童すべてが対象となります。訪問支援が円滑に行えるよう関係機関への周知を図り、体制づくりを行っていきます。

2) 障がいのある子どもの地域生活・家庭支援

① 特別保育

- ・ 児童発達支援事業による指導方法や指導計画立案に対する支援や相談体制を確立して、保護者が希望する施設で保育が受けられ、障がいのある子どもの発達状況や個性を踏まえながら、集団の中で子どもの成長を応援できるような体制づくりを行っていきます。

② 放課後児童クラブ

- ・ 小学1年生から3年生までの児童を対象とする放課後児童クラブは、全児童館で障がい児の受入れを可能（身辺自立の制限あり）としています。遊びや体験を通して仲間づくりや健やかな心身を育てるため、様々な事業に取り組んでいきます。

③ 放課後等デイサービス

- ・ 障がいのある子どもの放課後等の居場所づくりを推進するため、在学中の障がいのある子どもが、放課後や長期休業中、身近なところで必要な訓練等を利用できるよう、支援者不足の解消に向けた人材確保の方策を検討するとともに、事業運営の安定化に努めます。

④ 当事者家族への支援

- ・ 保護者にちょっとした用事ができたときに、障がいのある子どもを一時的に預かる場が必要です。日中一時支援は、保護者の安心感につながるものであり、引き続き、事業の充実を図ります。
- ・ 障がいのある子どもの健全な発達を支援する観点から、家族に対しても、療育方法などの学習の機会や情報の提供及び相談等の支援を行います。

3) 障がい児教育の充実

① 教育支援委員会の充実

- ・ 教育支援委員会は、義務教育段階の児童生徒の就・修学を保障することを目的に設置しており、今後も教育・福祉・医療など関係機関との連携を密にし、学齢期の教育の課題について、保護者と関係者が見通しを共有し、必要な教育の在り方について、保護者に寄り添い、合意を形成していけるよう、その充実に努めます。

② 指導力の向上と相談体制の充実

- ・ 発達段階や個々の特性に応じた適切な教育を実施するため、関係機関との連携を図りながら教員の研修に努め、障がい児教育に係る知識・技術の向上を図るとともに、担当教員が研修の中心となり、学校全体で情報、知識等を共有し、特別支援教育の充実に努めます。
- ・ 児童生徒が受診している医療機関やスクールカウンセラー等と連携し、情報の共有を図るとともに、適正な教育支援に努めます。

③ 幼児期から中学生まで一貫した支援

- ・ 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関の連携による乳幼児期から義務教育段階の一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成を進め、小学校入学後は小中一貫教育により小学校から中学校への接続を円滑化し、効果的な支援に努めます。

④ 「教育」と「福祉」の連携推進

- ・ 発達支援や障がい児支援に携わる関係者同士のつながりを深める場とする情報交換会を開催するなど、教育分野と福祉分野の連携支援体制を推進します。

⑤ 特別支援教育への体制整備

- ・ ICT 環境の充実を図るとともに、1人1台端末によるタブレットを活用し、分かりやすくより充実した特別支援教育の実践に努めます。

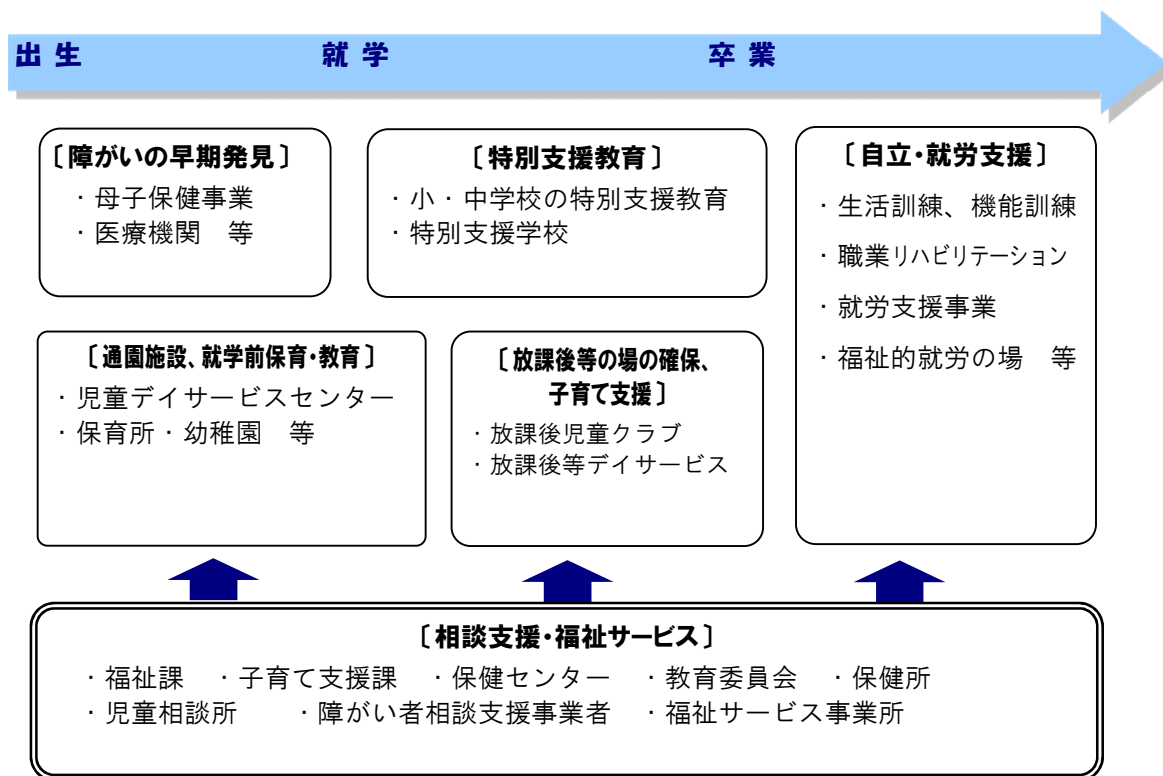
⑥ 卒業後の進路選択への支援

- ・ 本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路が選択できるよう、様々な情報の提供に努めるとともに、進路相談などを通して適切な選択ができる条件づくりに努めます。

⑦ 学校における交流及び共同学習を通じたこころのバリアフリーの推進

- ・ 学校において、障がいのある子どもと障がいのない子どもの文化芸術活動等による交流及び共同学習を推進し、障がい者理解の一層の促進を図ります。

■療育・教育体制のライフステージごとの支援イメージ



(2) 雇用・就労の推進

＜現状と課題＞

- 本町には、就労継続支援 A 型事業所が4事業所、就労継続支援 B 型事業所が4事業所あります。
- 全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について、可能な限り幅広い分野から調達するよう努める調達方針を定めています。
- 障がい者一人ひとりの個性に合った働き方が可能な就労の場の確保や支援が求められています。
- 障がい者雇用に関する制度周知・雇用拡大が必要です。
- 一般就労に向けては、通勤手段、距離を含めた住居確保が課題となっています。

1) 日中活動の場の確保

- ・ 就労や就労継続支援 A 型・B 型事業所の利用が困難な障がい者の受け皿として地域活動支援センターを存続し、創作活動や生産活動の場の提供、社会との交流の促進等を行うとともに、日常的な相談支援、サービスの利用援助を行います。

2) 雇用・就労の促進

① 福祉的就労から一般就労への移行

- ・ くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター「ぷれん」、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」などの関係機関と連携し、障害者総合支援法に基づく自立支援給付の「就労移行支援」・「就労継続支援事業 A 型（雇用型）」・「就労継続支援事業 B 型（非雇用型）」等の利用を通じて、福祉的就労の場に通う障がいのある人が一般就労へ円滑に移行できるよう、サービス事業所による事業実施を促進するとともに、就労支援関係機関による協力・支援体制づくりに努めます。

② 福祉的就労の場の確保

- ・ 障がい者就労施設等における経営力、営業力の向上や魅力ある製品づくりとサービスの質の向上などに向けた取組を促進し、利用者の能力に応じた一般就労訓練や相談支援機能の充実が図られるよう、各施設との連携を強化し、障がいのある人の福祉的就労の場の確保・拡充に努めます。
- ・ 本町の基幹産業である農業分野と福祉分野との「農福連携」について検討していきます。

③ 製品の販路拡大等の支援

- ・ 福祉的就労施設で働く人の就労の意欲・工賃向上のため、製品の販路拡大や販売体制の充実を支援します。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づく調達方針等を定め、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について、可能な限

り幅広い分野から調達するよう努めます。

④ 重度障がい者等への就労支援

重度障がい者等が通勤や職場等において、企業の支援を受けてもなお支障がある場合に、就業の機会を制限されてしまう現状があります。そのため、重度障がい者等が就労に必要な支援を受け、地域で活躍できるよう、雇用施策とも連携し、必要な制度やサービス等を検討していきます。

3) 障がい者雇用の拡大

① 障がい者雇用の普及と啓発

- ・ 障害者雇用支援月間（毎年9月）を活用し、広報紙を通じて事業所等に対する障がいのある人の雇用への理解と積極的な協力等について、普及啓発に努めます。
- ・ 公共職業安定所など労働行政関係機関と連携をとりながら、障がいのある人の雇用を支援する各種制度について、企業等へ広く周知していきます。
- ・ 一般就労（雇用就労）を希望する障がいのある人への支援や事業主への理解を促進していくとともに、障がいのある人を雇用している事業所や店舗の雇用主への応援ができる環境整備に努めます。

② 関連機関の連携

- ・ 事業主の障がい者雇用に対する理解が深まり、一定期間の試験的雇用、職場適応訓練等が積極的に進められるよう、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と福祉、教育の関係機関が連携を図りながら、障がいのある人の雇用促進施策を展開していきます。

③ 公共機関における雇用の促進

- ・ 本町（教育委員会を含みます。）においては、引き続き、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の達成に努めます。また、制度の厳正な運用を関係機関に働きかけていきます。

(3) 社会参加の促進

＜現状と課題＞

- 本町の手話奉仕員養成講座はコロナ禍で中断していましたが、令和4年度の「ミニ手話講座」に続き、令和5年度より公益社団法人北海道ろうあ連盟に委託し、オンラインでの講座を再開しました。
- 令和5年8月、一般社団法人釧路聴力障害者協会根北支部、中標津手話の会及び北海道手話通訳問題研究会道東支部の3団体から町に対し、手話言語条例の制定を求める要望書の提出がありました。
- 手話通訳者を派遣するコミュニケーション支援事業は、町内又は近郊に在住する手話通訳者を派遣していますが、担い手不足が大きな課題となっています。
- 障がいのある人の社会参加を促進するためのイベント等の実施を検討する必要があります。

1) 移動・コミュニケーションに関する支援

① 移動支援の充実

- ・ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の移動支援事業を通じて、障がいのある人の移動を支援していきます。

② コミュニケーション支援の充実

- ・ 手話通訳者の派遣事業の実施や町内在住の手話通訳者の登録により、聴覚障がい者や音声・言語機能に障がいのある人のコミュニケーションを支援していきます。
- ・ 町内の手話通訳者・手話通訳ボランティアの育成のため、手話奉仕員養成講座を開催し、その活動を支援していきます。
- ・ 手話は、音声言語と対等な言語であることの認識と理解を広めるとともに、手話の普及を図るため、「（仮称）中標津町手話言語条例」の制定を目指します。

2) スポーツ・文化活動等の振興

① スポーツ活動や文化活動への参加支援

- ・ 障がいのある人に対するスポーツ活動や文化活動への参加支援により、健康の維持・増進、体力づくり並びに参加者の交流、仲間づくりを促進します。
- ・ スポーツ大会や生涯学習活動においては、障がいのあるなしに関わらず参加しやすい内容に配慮します。

② 鑑賞・創造の機会の拡大

- ・ 鑑賞の機会における物理的・心理的な障壁が改善されれば、より多くの人に参加しやすくなることから、より一層の環境整備を推進します。
- ・ 関係機関や民間団体などと連携し、地域における障がい者の活躍の場を広げ、様々な人との交流が促されるよう工夫した創造活動の場の創出を推進します。

3) まちづくり活動への参画促進

- ・ 障がいのある人の生活の質を高めていくとともに、障がい者福祉の基本的な考え方や施策のあるべき方向を決めていく上で、障がい者団体のまちづくりへの参画は重要です。
- ・ 中標津町自治基本条例の基本原則や基本理念を踏まえ、まちづくりに関する計画の策定に際しては、障がいのある人の参画を求めるとともに、あらゆる施策に障がいのある人の視点が反映されるよう努めます。

4) 障がい者団体の活動支援

- ・ 障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者団体の活動費の一部を補助するなど、各団体の活動を支援します。
- ・ 障がい者団体や障がいのある人を支える団体への加入を促進するため、各種広報媒体を活用したPRを行っていきます。

3. とともに支えあう福祉のまちづくり

(1) とともに支えあうまちづくり

<現状と課題>

- 本町では平成6年から、障がいのある子もない子も、お互いにふれあい、それを通じてボランティア精神とノーマライゼーションの理念を理解し、身につけてもらうことを目的として「中標津町フレンドリーサマーキャンプ」を実施しています。
- 障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、誰もが自由に気軽に集える場所として、共生型交流センターを設置しています。障がい者団体が運営する喫茶サロン「ぼれぼれ」は現在活動を休止しており、活用方法の検討が必要です。
- 外見からは分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動と障がいへの理解を促すことが求められています。
- 本町では、障がいに対する理解のため職員対応要領マニュアルを作成し、職員に配布しています。

1) 理解と交流の促進

① 多様な機会の活用による啓発

- ・ 障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会を築くため、町広報紙を通じた啓発活動を推進するとともに、町ホームページやSNSを積極的に活用し、多くの人に障がいのある人に対する理解を求めていきます。
- ・ 障がいのある人への合理的配慮の提供のための環境整備として、外見からは配慮が必要であることが分かりにくい人の意思表示を支援するヘルプマーク・ヘルプカードの普及を推進します。
- ・ 交流イベントや体験イベントを通じて、障がいのある人の人権や「ノーマライゼーション」について啓発に努めるとともに、障がい者支援団体の協力を得ながら障がいのある人に対するこころのバリアフリーを広げる広報活動を強化していきます。

② 公共サービス者の資質の向上

- ・ 障がい者保健福祉に関わる職員をはじめ、一般職員にも障がいや障がいのある人についての学習や研修の機会を設け、正しい理解を深めていきます。

③ 共生型交流センターの活用促進

- ・ 共生型交流センターには、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」があり、なかしべつ地域生活支援センターが受託する日中一時支援事業が実施されています。地域のコミュニティ活動の場として、より多くの人々が気軽に利用できるよう、有効な活用方法を検討していきます。

④ 当事者活動を支援する環境づくり

- ・ 障がい当事者自身によるピアサポートなど、当事者活動への支援体制の充実を図ります。
- ・ 障害福祉サービス事業所のピアサポーター雇用を促進し、ピアサポート研修等も利用しながら、当事者活動への支援体制の充実を図ります。

※ ピアサポートとは、同じような立場や課題に直面する人がお互いに支えあうことを言います。

2) 福祉教育・福祉学習の推進

① 学校教育における福祉教育の充実

- ・ 小中学校における「総合的な学習の時間」、「特別な教科 道徳」、「特別活動」の学習や体験により、児童生徒の思いやる心や慈しむ心の醸成を図るとともに、高齢者や障がいのある人への理解を深めていきます。

② 交流及び共同学習の推進

- ・ 本町では、障がいのある子もない子も一緒に参加する「中標津町フレンドリーサマーキャンプ」を平成6年から継続して実施しています。この事業は、小・中・高校の児童生徒が、多様な交流活動を経験することにより、社会性を養い、豊かな人間形成を図る中で、障がい児童生徒等に対する正しい理解と認識を深めることも目指しているものです。今後も継続して実施するとともに、学級、学校や地域など様々な共同学習を推進し、特別支援教育の一層の充実を目指します。

3) 地域における福祉活動の推進

① 地域福祉活動の促進

- ・ 地域福祉のニーズが多様化・複雑化してきている中、従来の福祉制度の枠組みだけでは対応できなくなってきています。公的サービスのみに頼らず、町民の主体的参加による地域の支えあいを実現していくために、福祉保健関連団体・町民等が協力しあうボランティア活動や企業による社会貢献活動を促進します。

② 障がい者関係ボランティアの育成

- ・ 社会福祉協議会や障がい者支援団体等と連携しながら、点訳や朗読、手話通訳など障がいのある人を支援するボランティア団体の活動を支援するとともに、関係団体とのネットワーク化を図り、ボランティアの育成に努めます。

③ ボランティアセンターの活動促進

- ・ 社会福祉協議会のボランティアセンターは、ボランティアの活動拠点として、また人材の登録を総合的に行い仲介・調整・斡旋を行うなど、地域福祉活動を促進する上で非常に重要であり、機能の強化を促進していくとともに、ボランティアセンターの利用等について周知していきます。

4) ケアラー支援の強化

- 家族を介護や援助することの考え方は様々ですが、負担の程度によっては、心身の健康を損ねたり、介護等に専念することで離職せざるを得なくなるといった場合もあるほか、「家族による介護が望ましい」といった見方がある中、周囲に相談できず悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されます。
- ヤングケアラーに着目すると、子どもが家族の介護や援助を担う背景には、家庭の経済状況の変化や共働き世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化、子どもの貧困などといった様々な要因があると考えられ、過度な負担や責任を負うことで、子どもらしい成長や学びに影響を及ぼす可能性があり、支援が必要であっても子ども自身がそのことに気づいていないという自覚の問題などから、支援ニーズが表面化しにくい構造となっています。
- ヤングケアラーをはじめとする障がい者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

(2) 生活環境の充実

＜現状と課題＞

- 本町の公営住宅は、現在、耐用年数を経過する住宅が約3割を占め、計画的な更新を検討する必要があります。
少子高齢化や人口減少時代が到来する中、適正な管理戸数の検討や時代に呼応した新たな公営住宅の在り方の検討が求められています。
- 万が一の災害に備え、災害時要援護者支援体制・避難行動支援計画の作成、福祉避難所の指定拡大が課題となっています。また、避難所における聴覚障がいのある人への視覚情報の提供についての検討が必要です。
- 障がいのある人も安心して生活できる地域をつくるためには、オストメイトトイレ、多目的トイレ、バリアフリー構造、車いす仕様等を記載した町内マップの作成も有効です。

1) 福祉のまちづくり

① 外出しやすいまち

- ・ 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいのある人をはじめ、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた保護者など、町民が安心して暮らせるよう障がい者用の駐車場、段差のない歩道、スロープ、障がい者用トイレの整備などを進めるとともに、民間施設への協力を要請していきます。

② 公共施設のバリアフリー

- ・ 今後整備する公共施設のバリアフリー化とともに、障がい者用トイレについては、障がいのある人・高齢者・妊婦・乳幼児を連れた保護者など、誰もが使用できる多目的トイレを整備していきます。
- ・ バリアフリー法の改正にともない、災害発生時の避難所として活用されることもある公立小・中学校施設については、バリアフリー化を推進するとともに、トイレの洋式化、自家発電設備を含む防災機能強化に努めていきます。

③ 安全対策・緊急時の対応

- ・ 「中標津町災害時要援護者支援制度（避難行動要支援者）」に基づき、要支援者の登録台帳を整備し、各町内会及び民生委員・児童委員の協力を得て、地域における災害時の支援ネットワークの整備を進めます。また、災害時における避難支援フローチャートを作成して、町内会・地域支援員及び民生委員児童委員の役割分担を明確にし、地域における防災意識の高揚と災害弱者の救助に向けた体制の機能強化を図ります。
- ・ 中標津消防署では聴覚障がい者の方などからの救急車の要請や火災通報について、ファクシミリを119番で受信することができ、福祉課にて参考様式を作成しているので周知に努めます。
- ・ 110番通報については110番でのファクシミリ送信はできませんが、専用のファクシミリ番号（釧路方面本部 0154-31-1110）の周知や携帯メールによる通報について周知します。

④ 災害発生時に備えた要配慮者利用施設の対策

- ・ 災害危険区域内に立地し、障がいのある人が利用する要配慮者利用施設について、情報伝達手段の整備を行うとともに、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を支援します。

2) 居住環境の整備・改善

① 住まいの改善・整備

- ・ 障がいのある人の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すり等の日常生活用具給付（住宅改修費給付）事業の周知に努めるとともに、利用を促進します。
- ・ 障がい者・高齢者仕様の住宅についての相談・情報提供に努め、暮らしやすい住まいづくりを支援します。

② 公営住宅の整備

- ・ 公営住宅の整備に当たっては、これまで耐火構造を中心に整備を進めてきましたが、平成30年度着工の建替事業以降、木造での整備を行っています。
- ・ 引き続き、老朽化した住宅の建替えを推進し、ユニバーサルデザインを採用し、地域材の活用促進を図り、障がいのある人が暮らしやすい住宅の確保に取り組みます。

③ 住居入居等支援

- ・ 賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整や、家主等への相談・助言を通じて、住宅の確保につなげる居住サポートを根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」で実施します。

3) 情報アクセシビリティの向上

- ・ アクセシビリティは、英語では“Accessibility”で、「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳されています。一般的には、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われており、容易に開かれた情報通信の世界へアクセスできる「情報通信アクセシビリティ」が求められています。
- ・ デジタル社会において、情報の発信・取得方法が多様化していることを踏まえ、障がいのある人が生活上必要な情報や様々な活動に参加するための情報を取得・利用しやすい環境の向上に努めます。

第5章 第7期障がい福祉計画

1. 基本的な考え方

(1) 基本理念

- 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 障害福祉人材の確保・定着
- 障害者の社会参加を支える取組

(2) 成果指標と活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域生活移行者の増加
- ・ 施設入所者の削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数他

③ 地域生活支援の充実

- ・ 地域生活支援拠点等における機能の充実
- ・ 強度行動障害を有する者に関する支援体制の整備

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- ・ 就労定着率の増加他

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実他

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 地域の相談支援体制の強化に向けた体制を確保
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（３）障がい福祉計画・障がい児福祉計画が目指す目的

障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

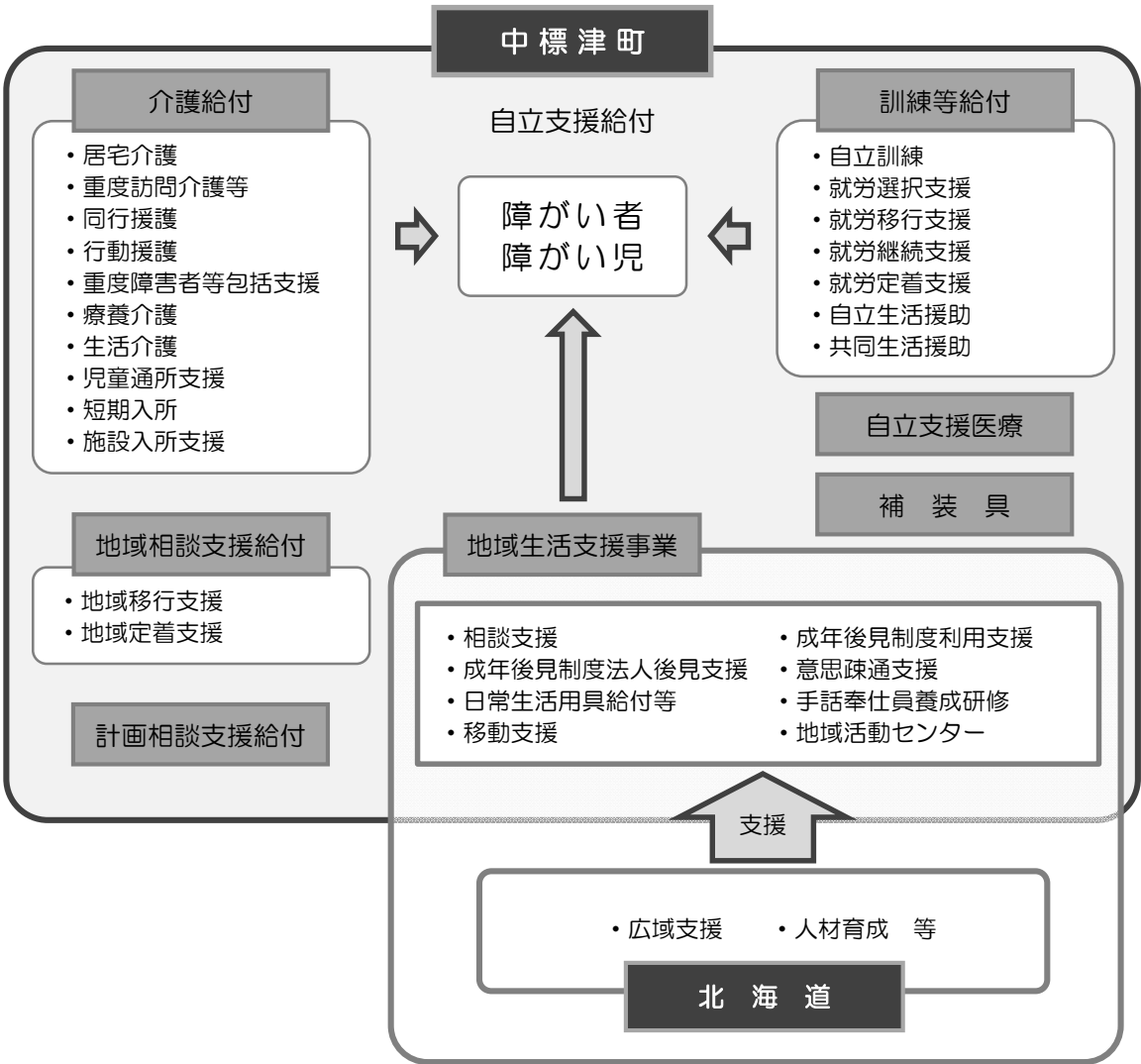
（４）障害者総合支援法に基づく給付・事業

サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

入所施設のサービスは、昼間のサービス（日中活動事業）と夜間のサービス（居住支援事業）に分かれており、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。



2. 令和5年度における成果目標の達成状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項 目	目標	実績	国の基本指針/備考
令和5年度末時点の地域生活移行者数	3人	1人	令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
令和5年度末時点の施設入所者の削減数	1人	3人	令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

1) 保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

項 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	1回	2回	1回	2回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	21人	21人	21人	21人	21人	21人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(3) 地域生活拠点等における機能の充実

項 目	目標	実績	国の基本指針/備考
地域生活支援拠点の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	1回	1回	地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制をいう。）について、令和5年度末までに各市町村、または、各圏域に少なくとも一つを整備する。年1回以上運用状況を検証、検討する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

1) 一般就労移行者数

項 目	目標	実績	国の基本指針/備考
令和5年度の一般就労移行者数	5人	6人	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上を目指す。

2) 就労移行支援事業所等の一般就労への移行

項 目	目標	実績	国の基本指針/備考
令和5年度の移行実績	1人	0人	令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.30倍以上を目指すこととする。

3) 就労継続支援事業（A型）の一般就労への移行

項 目	目標	実績	国の基本指針/備考
令和5年度の移行実績	3人	5人	令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指すこととする。

4) 就労継続支援事業（B型）の一般就労への移行

項 目	目標	実績	国の基本指針/備考
令和5年度の移行実績	1人	1人	令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指すこととする。

5) 就労定着支援事業の利用者数

項 目	目標	実績	国の基本指針/備考
令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	1人	0人	令和5年度における就労移行支援事業等を利用して一般就労に移行する者のうち、70%以上が就労定着支援事業を利用する。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

1) 総合的・専門的な相談支援

項目/目標	実績	国の基本指針/備考
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有	総合的・専門的な相談支援の実施。障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施。

2) 地域の相談支援体制の強化

項目/目標	実績	国の基本指針/備考
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	無	地域の相談支援体制の強化。地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言と人材育成のために行う支援の実施、地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	無	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	無	

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項 目	目標	実績
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人

2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

項 目	目標	実績
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	0回

3. 令和8年度末における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

	項 目	目 標	国の基本指針
実績	現入所者数（A）	39人	令和4年度末の施設入所者数
目標	目標年度（令和8年度）の地域生活移行者数	3人 (7.6%)	(A) の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする
	目標年度（令和8年度）の減少見込数	2人 (5.1%)	(A) の5%以上の削減を基本とする

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

1) 保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	21人	21人	21人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

【取り組み状況等】

- 北海道が実施する精神障がい地域生活支援事業として設置した根室圏域地域生活移行支援協議会において協議を行っており、本町も協議会の構成員として参画しています。

(3) 地域生活支援の充実

	項 目	目 標	国の基本指針
目標	地域生活支援拠点の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	1回	地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制をいう。）について、令和8年度末までに各市町村、または、各圏域に少なくとも一つを整備する。年1回以上運用状況を検証、検討する。
	強度行動障がいを有する者に関する支援体制の整備	有	強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

【取り組み状況等】

- 平成30年度より、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を「基幹相談支援センター」に位置付け、管内・道内の事業所や関係機関との連携・調整役となる「拠点コーディネーター」を配置し、地域生活支援拠点機能を付加して、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図っています。
- 運用状況の検証及び検討については、根室圏域（根室管内1市4町）の職員で構成される「根室圏域障がい者総合相談支援センター設置連絡協議会」において、年1回以上会議を行うよう努めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

項 目		目 標	国の基本指針
目 標	年間一般就労移行者数	4人	令和8年度に、就労移行支援事業、就労継続支援事業を通じて一般就労する人数 【令和3年度実績（3人）の1.28倍】
	事業所ごとの就労移行率	令和8年度における就労定着率が5割以上の事業所を、全体の5割以上とする。	
	就労定着支援事業利用者数	1人	令和8年度に、就労定着支援事業を利用する人数 【令和3年度実績（0人）の1.41倍】
	事業所ごとの就労定着率	令和8年度における就労定着率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とする。	

【取り組み状況等】

- 令和3年度に3名、令和4年度に5名が一般就労に移行しました。引き続き、町内の関係機関との連携を強化し、地域における支援体制の充実に努めます。

（５）相談支援体制の充実・強化等

項 目		目 標	国の基本指針
目 標	相談支援体制の強化に向けた体制の確保	有	各市町村または圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保すること。
	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施	有	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うこと。

【取り組み状況等】

- 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を「基幹相談支援センター」と位置付け、より専門的で高度な人材を揃えた相談支援体制を構築し、相談支援の強化を図ります。
- 根室圏域（根室管内1市4町）の職員で構成される「根室圏域障がい者総合相談支援センター設置連絡協議会」において、相談支援体制の充実・強化に向けた取組について検討を進めます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項 目		目 標
目 標	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数	1人

2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

項 目		目 標
目 標	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	1回

【取り組み状況等】

- 北海道等が実施する研修への職員の参加を促進し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を活用し、町内の事業所や関係自治体等と共有できるような体制の構築に向けて検討を進めます。

4. 障害福祉サービスの実績

(1) 居住系サービス

区 分			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立生活援助	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	53	57	54	61	55	61
施設入所支援	利用者数	人	39	40	39	39	38	38

※令和5年度は見込

(2) 日中活動系サービス

区 分			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
療養介護	利用者数	人	11	11	11	11	11	10
生活介護	利用者数	人	52	53	52	50	52	51
	利用量	人日/月	1,092	1,049	1,092	1,064	1,092	1,035
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (宿泊型)	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	利用者数	人	1	2	1	3	1	2
	利用量	人日/月	23	26	23	60	23	45
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	57	55	58	59	59	55
	利用量	人日/月	1,311	1,139	1,334	1,245	1,357	1,300
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	68	73	69	73	70	80
	利用量	人日/月	1,309	1,269	1,327	1,398	1,345	1,450
就労定着支援	利用者数	人	1	0	1	0	1	0
短期入所 (福祉型)	利用者数	人	1	1	1	3	1	2
	利用量	人日/月	30	2	30	17	30	20
短期入所 (医療型)	利用者数	人	1	0	1	0	1	0
	利用量	人日/月	5	0	5	0	5	0

※令和5年度は見込

(3) 訪問系サービス

区 分			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	人	20	19	20	14	20	19
	利用量	時間/月	250	227	250	193	250	227

※令和5年度は見込

(4) 相談支援等

区 分			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	利用者数	人	210	221	220	224	230	227
地域移行支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用者数	人	10	8	10	8	10	9

※令和5年度は見込

5. 地域生活支援事業（市町村事業）の実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	3	3	3	3	3	3
②手話通訳者設置事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件数	1	6	1	0	1	8
②自立生活支援用具	件数	3	2	3	2	3	0
③在宅療養等支援用具	件数	5	5	5	1	5	1
④情報・意思疎通支援用具	件数	4	1	4	4	4	2
⑤排泄管理支援用具	件数	550	544	550	564	550	576
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件数	1	1	1	0	1	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録者数	1	0	1	0	1	15
(9) 移動支援事業	実利用者数	40	36	40	31	40	30
	利用時間数	650	449	650	213	650	200
(10) 地域活動支援センター事業							
①市町村所在分	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	10	10	10	10	10	10
②他市町村所在分	実施箇所数	0	0	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込

6. 障害福祉サービスの内容と見込量

(1) 居住系サービス

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要性が認定されている人には、サービス提供も行います。
施設入所支援	常時介護を要する障がい者に対し、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	人	0	0	0
共同生活援助	利用者数	人	61	62	63
施設入所支援	利用者数	人	38	37	36

【見込量の確保方策等】

- 自立生活援助は、第6期計画期間中の実績はありませんが、今後は、利用者ニーズや希望に沿った対応ができるように事業所との連携に努めます。
- 共同生活援助は、令和5年10月末日現在、町内に7棟のグループホームとサテライト型住居1室、50名の定員を擁する住まいの場が確保されており、今後も、町内事業所及び広域的な調整によりサービスの確保に努めます。
- 施設入所支援は、本町には入所施設がないため、各圏域の基幹相談支援センター、入所施設との連携強化に努め、広域的な調整によりサービスの確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関における機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活上の支援を行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間に入浴・排泄・食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人を対象として、病院を退院もしくは盲・ろう養護学校を卒業した後、地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の向上のためにリハビリテーションを行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人を対象として、病院や施設を退院、退所した人、養護学校を卒業した人に対し、地域生活を営む上で必要な社会的リハビリテーションを行います。
自立訓練（宿泊型）	居室その他の設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。
就労選択支援	第7期計画の期間中に新規に始まるサービスです。障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行います。
就労継続支援（A型＝雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
就労継続支援（B型＝非雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、雇用契約を結ばないで就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所（福祉型・医療型）	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、対象となる障がい者等に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数	人	10	10	10
生活介護	利用者数	人	51	51	51
	利用量	人日/月	1,071	1,071	1,071
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
自立訓練（宿泊型）	利用者数	人	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
就労移行支援	利用者数	人	3	3	3
	利用量	人日/月	60	60	60
就労継続支援（A型）	利用者数	人	57	58	59
	利用量	人日/月	1,311	1,334	1,357
就労継続支援（B型）	利用者数	人	80	81	82
	利用量	人日/月	1,537	1,556	1,575
就労定着支援	利用者数	人	1	1	1
短期入所（福祉型）	利用者数	人	2	2	2
	利用量	人日/月	20	20	20
短期入所（医療型）	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日/月	5	5	5

【見込量の確保方策等】

- 療養介護・生活介護の対象者について、ニーズに対応できるよう必要なサービスの提供を図ります。
- 自立訓練は、現在、利用者もいないことから、第7期計画期間中のサービスは見込んでいませんが、ニーズがあった場合は、必要に応じた支援を行います。
- 現在、町内には就労移行支援事業所はありませんが、就労継続支援A型が4事業所（定員80名）、就労継続支援B型が4事業所（定員90名）開設されており、町内事業所及び広域的な調整によりサービスの確保に努めます。
- 就労定着支援は、本町にはサービス提供事業所がないため、広域的な調整によりサービスの確保に努めます。
- 短期入所は、本町にはサービス提供事業所がないため、家族のレスパイトや本人の気分転換など利用者が必要とするときに利用できるよう、また、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、提供事業所への働きかけ、広域的な調整により、本人の希望を尊重した給付の決定を行います。

(3) 訪問系サービス

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
居宅介護	ホームヘルプサービスの支給が必要とされた人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院時の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を必要とする人にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス見込量】

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・重度障害者等包括支援	利用時間数	時間/月	250	250	250
	利用者数	人	20	20	20

【見込量の確保方策等】

- 居宅介護の利用者から支給量の増加を望む声があることから、支給量上限の範囲内で適切に対応し、必要なサービスを提供できるよう、町内の事業所を中心としたサービス提供の確保に努めます。同行援護についても、利用者の希望に応じて必要なサービス提供の確保に努めます。

(4) 相談支援等

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保やその他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	非常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

【サービス見込量】

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	人	230	233	236
地域移行支援	利用者数	人	0	0	0
地域定着支援	利用者数	人	10	10	10

【見込量の確保方策等】

- 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」や他の相談支援事業所と連携を図り、利用者に適切なサービス等利用計画が提供できるように努めます。
- 障がい者が望む地域での生活を支援するため、相談支援事業者と連携を図りながら、地域移行・地域生活の定着に関する相談やその他の便宜供与を行う体制整備に努めます。

(5) その他のサービス

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
自立支援医療	障がい者医療に関する経済的支援制度で、「精神通院医療」、「更生医療」、「育成医療」があり、費用の1割が自己負担です（低所得者の軽減措置あり）。
補装具費給付	身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの）について、補装具の購入または修理に要した費用（基準額）の100分の90に相当する額（補装具費）を支給します。

7. 地域生活支援事業（市町村事業）の内容と見込量

（1）必須事業

【サービス概要】

事業名称	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が、日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取り組み（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
成年後見制度利用支援事業	自らの判断で成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成し、制度を利用できるよう援助します。また、法人後見の研修等を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（聴覚障がいのある人）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具等を給付し、日常生活の利便を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進と、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動について支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産的活動の機会の提供（各種講座やプログラムの実施）、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及・啓発（講演会開催等）、地域交流などを行います。

【サービス見込量】

サービス種別	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3) 相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	3	3	3
②手話通訳者設置事業	実利用者数	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	件数	4	4	4
②自立生活支援用具	件数	4	4	4
③在宅療養等支援用具	件数	6	6	6
④情報・意思疎通支援用具	件数	6	6	6
⑤排泄管理支援用具	件数	550	550	550
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件数	1	1	1
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録者数	15	15	15
(9) 移動支援事業	実利用者数	30	30	30
	利用時間数	200	200	200
(10) 地域活動支援センター事業				
①自市町村所在分	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数	10	10	10
②他市町村所在分	実施箇所数	0	0	0
	実利用者数	0	0	0

【見込量の確保方策等】

1) 理解促進研修・啓発事業

- 本町では、障がいのある子もない子も一緒に参加する中標津町フレンドリー・サマーキャンプを平成6年から継続して開催しています。今後も継続して開催するとともに、学級・学校や地域など様々な交流教育を推進していきます。
- 手話は「音声言語と対等な言語」であることの認識と理解を深めるため、住民に対する啓発事業を行います。
- 障がいのあるなしにかかわらず、自由に、気軽に集える場所として共生型交流センターを整備しました。より多くの方が利用できるよう、有効的な利活用に努めます。

2) 自発的活動支援事業

- 障がい者の社会参加を促進するため、その家族または障がい者団体等が自主的に取り組む活動に対して支援を行っていきます。

3) 相談支援事業

- 引き続き、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を根室管内1市4町で設置し、身近な相談支援が行えるよう専門相談員を配置して、管内住民からの専門的な相談体制を構築し、障がい者支援の確保を図り、必要な援助を行います。
- 住宅入居等支援事業は実施していませんが、障害者相談支援事業の中で、関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく「なかしべつ生活サポートセンターよりそい」と連携し対応しています。

4) 成年後見制度利用支援事業

- 現在利用者は少数であり、引き続き、該当者または利用が必要と思われる障がい者には、迅速に対応できる体制づくりを進めます。

5) 成年後見制度法人後見支援事業

- 障がい者の権利を擁護するため、中標津町成年後見支援センター、中標津町社協成年後見・権利擁護センターと連携しながら、成年後見制度の普及啓発と相談支援体制の充実を図ります。
- 市民後見人の養成や専門職との連携により、成年後見が必要な障がい者に対応できるよう、体制整備の充実に努めます。

6) 意思疎通支援事業

- 関係機関と連携しながら、地域における手話通訳者や要約筆記者の確保に努めるとともに、コミュニケーション支援事業の周知を進めサービスの利用を促進します。

7) 日常生活用具給付等事業

- 日常生活用具に関する情報提供を充実するとともに、障がいの特性に合った適切な給付、または貸与を行います。

8) 手話奉仕員養成研修事業

- 令和5年度から公益社団法人北海道ろうあ連盟に委託し、「手話奉仕員講座」を再開しました。今後も手話を学ぶ機会を提供するとともに、意思疎通支援者の育成を推進します。

9) 移動支援事業

- 多くの人が円滑にサービスを利用でき、ニーズに応えられるような事業の実施に努めます。

10) 地域活動支援センター事業

- 本町では、特定非営利活動法人「森の家」に事業を委託して実施しています。引き続き、地域活動支援センターの機能強化について検討を進めます。

(2) 任意事業**【サービス概要】**

事業名称	事業の概要
①訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度身体障がい者の居宅を訪問し、入浴介護を行います。
②日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業です。

【見込量の確保方策等】**① 訪問入浴サービス事業**

- 引き続き、利用回数の安定的な確保に努めます。

② 日中一時支援事業

- 障がい児を養育している保護者は、ちょっとした用事や急な用事が生じた場合に一時的に預かってくれる場が必要であり、平成23年度より事業を実施しています。
- 在宅で生活する重症心身障がい者、医療的ケア児も利用できる体制整備に努めます。

第6章 第3期障がい児福祉計画

1. 基本的な考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

また、障害児入所施設についても、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障がい児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があります。特に、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要があります。

さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要があります。

加えて、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「障害児通所支援事業所等」という。）は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要があります。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。

また、障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要です。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保することが必要です。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要があります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

1) 重症心身障がい児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

2) 医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、障がい児支援等の充実を図ります。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要です。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が未就学期から学齢期、成人期へと円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要です。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、町においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要です。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っています。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えないとされています。

3) 高次脳機能障がい等を有する障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要があります。

4) 虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努める必要があります。

5) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要があります。

2. 令和5年度における成果目標の達成状況

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

1) 障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

項 目	目標	実績	国の基本指針/備考
令和5年度末時点の児童発達支援センターの設置	1箇所	0箇所	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。）。
令和5年度末時点の保育所等訪問支援を実施できる体制の構築	有	無	令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

2) 主に重症心身障害児を支援する体制の整備

項 目	目標	実績	国の基本指針/備考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	0箇所	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上確保に努める。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所	0箇所	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保に努める。

3) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

項 目	目標	実績	国の基本指針/備考
医療的ケア児支援の協議の場の設置	有	有	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	0人	

3. 令和8年度末における成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

1) 障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

項 目		目 標	国の基本指針
目 標	令和8年度末時点の児童発達支援センターの設置	1箇所	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。）。
	令和8年度末時点の保育所等訪問支援を実施できる体制の構築	有	令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【取り組み状況等】

- 本町の児童デイサービスセンターは、未就学児の児童発達支援のほか、子どもの発達に関する個別相談や学校・保育園等への訪問支援などの「子ども発達支援事業」に取り組んでいます。今後、地域における中核的な支援施設として、児童発達支援センターと同等の機能を有する「市町村中核子ども発達支援センター」の位置づけに向けた協議を進めます。

2) 主に重症心身障害児を支援する体制の整備

項 目		目 標	国の基本指針
目 標	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上確保に努める。
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保に努める。

【取り組み状況等】

- 重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう地域における課題の整理等を行いながら、支援体制の構築に向けて検討を進めます。

3) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

項 目		目 標	国の基本指針
目 標	医療的ケア児支援の協議の場の設置	有	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	

【取り組み状況等】

- 医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。また、令和2年度に設置した医療的ケア児支援の協議の場において関係機関間の連携を確保するとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置について検討を進めます。

4. 障害児福祉サービスの実績

(1) 障害児通所支援

区 分			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	利用者数	人	60	51	60	44	60	40
	利用量	人日/月	150	143	150	122	150	120
医療型児童発達支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数	人	40	38	45	43	45	50
	利用量	人日/月	400	271	450	365	450	400
保育所等訪問支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達 支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込

(2) 障害児入所支援

区 分			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
福祉型障害児 入所施設	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
医療型障害児 入所施設	利用者数	人	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込

(3) 障害児相談支援

区 分			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	利用者数	人	100	100	105	94	105	100

※令和5年度は見込

5. 障害児福祉サービスの内容と見込量

(1) 障害児通所支援

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日・祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を続けることにより、障がいのある子どもの自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

【サービス見込量】

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	人	40	42	45
	利用量	人日/月	120	130	140
医療型児童発達支援	利用者数	人	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	人	50	53	55
	利用量	人日/月	400	420	440
保育所等訪問支援	利用者数	人	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0

【見込量の確保方策等】

- 令和5年10月末日現在、町内には児童発達支援が2事業所、放課後等デイサービスが2事業所あります。利用者のニーズに対応できるよう、事業所と連携を図りながら、事業運営の安定化を図ります。

(2) 障害児入所支援

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
福祉型障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行います。
医療型障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行います。

【サービス見込量】

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所施設	利用者数	人	0	0	0
医療型障害児入所施設	利用者数	人	0	0	0

【見込量の確保方策等】

- 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設は、いずれも第2期計画期間中の実績はなく、町内に対応可能な施設がないため、今後も、利用者ニーズや希望に沿った対応ができるよう施設との連携に努めます。

(3) 障害児相談支援

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
障害児相談支援	障がいのある児童が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

【サービス見込量】

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数	人	90	95	100

【見込量の確保方策等】

- 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」や他の相談支援事業所と連携を図り、利用者に適切なサービス等利用計画が提供できるように努めます。

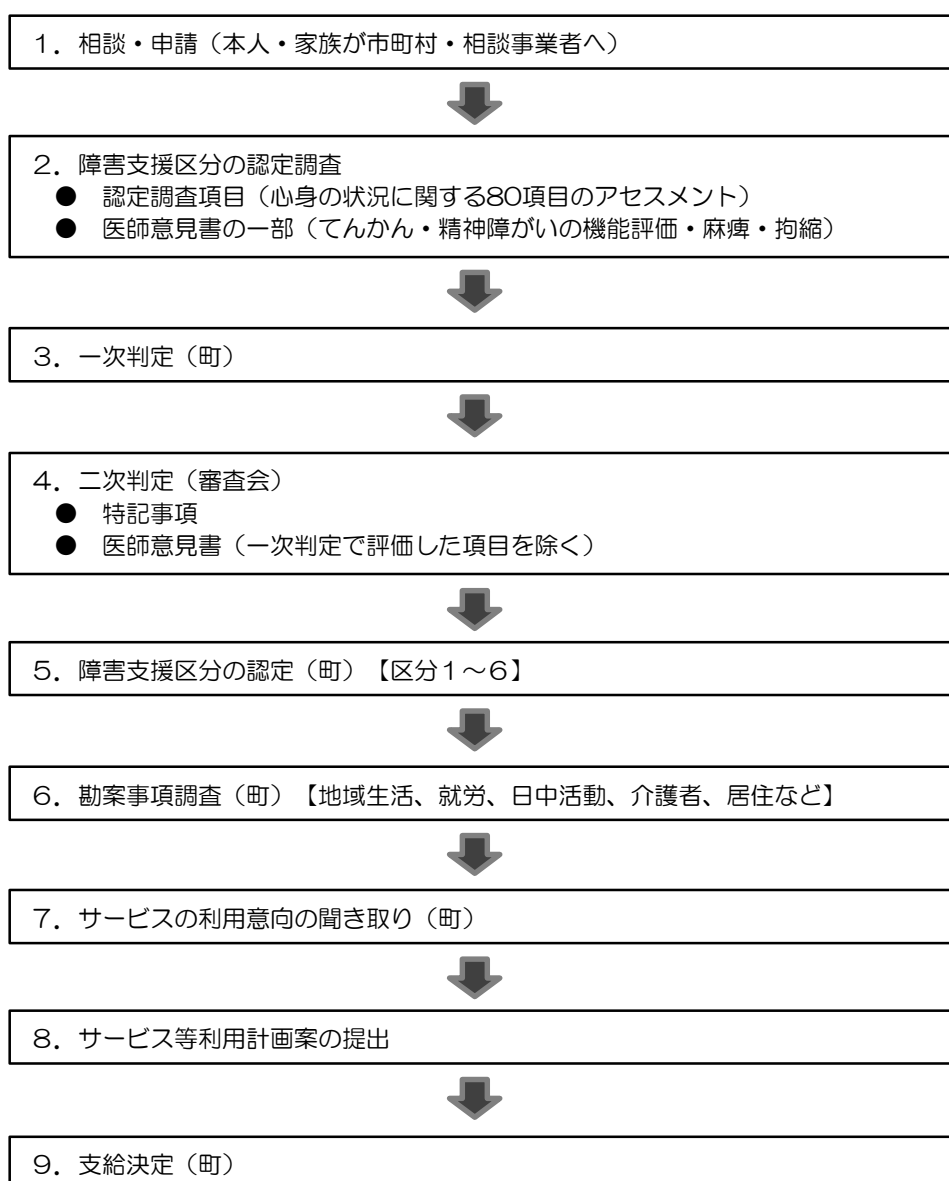
第7章 計画の推進に向けて

1. 適切な障害支援区分認定の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受ける必要がありますが、18歳以上の人については、その前に、町から「障害支援区分の認定」（区分1～6の6段階）を受ける仕組みになっています。

こうした制度・仕組みについて、障がい者や家族等への周知に努めるとともに、調査員や審査会委員等の知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障がい者のニーズに応じた支給決定に努めます。

■申請から支給決定までの流れ（介護給付の場合）



2. 低所得者に配慮した利用者負担の仕組みと軽減措置

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。

利用者負担の上限は、利用者の世帯所得に応じて4区分の負担上限月額が設定されており、一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

また、一つの世帯で複数のサービス（例えば障害福祉サービスと介護保険サービス）を利用している場合で、さらに利用負担額を超えた分の利用料が戻ってくる高額障害福祉サービス等給付費の制度があります。

合算の対象となるのは次のサービスです。

- 障害福祉サービス
- 補装具費
- 介護保険サービス
- 障がい児支援サービス

こうした制度・仕組みについて、障がい者や家族等への十分な周知に努めます。

また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができます。自立支援給付との整合性や近隣市町村と均衡を図りながら、低所得者に配慮した運用を図っていきます。

3. 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、障がいや障がい者についての理解を深めていくとともに、住民、ボランティア、関係機関、各種団体、民間企業などの協力が不可欠です。広く計画の周知を図り、行政と住民等がそれぞれの役割を担いながら、一体となって施策が展開されることが重要です。

また、この計画を実現するためには、関連する施策の横断的な展開が必要であり、関係課はもとより、関係するすべての機関との相互協力が求められます。

さらに、この計画を効果的に推進していくため、事業の計画的実施を図るとともに、今後、計画の進捗状況の評価及び見直し等について、検討する必要があります。

（1）計画の普及・啓発

住民、関係機関、行政等が一体となって障がい者施策を推進していくため、町広報紙、町ホームページ等による周知によりこの計画の普及を図るとともに、障がいや障がい者に対する正しい理解を啓発していきます。

（2）障がい者の意向・要望の把握

適宜、障がい者の意向・要望を最も適切な方法により把握し、障がい者施策を効果的、効率的に推進していきます。

(3) 関係団体・関係機関の連携

この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境など様々な分野にわたっています。計画の着実かつ効果的な推進を図るため、担当課が中心となり、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉関係機関、教育機関等の相互協力の下、計画の推進を図ります。

(4) 広範囲な連携強化

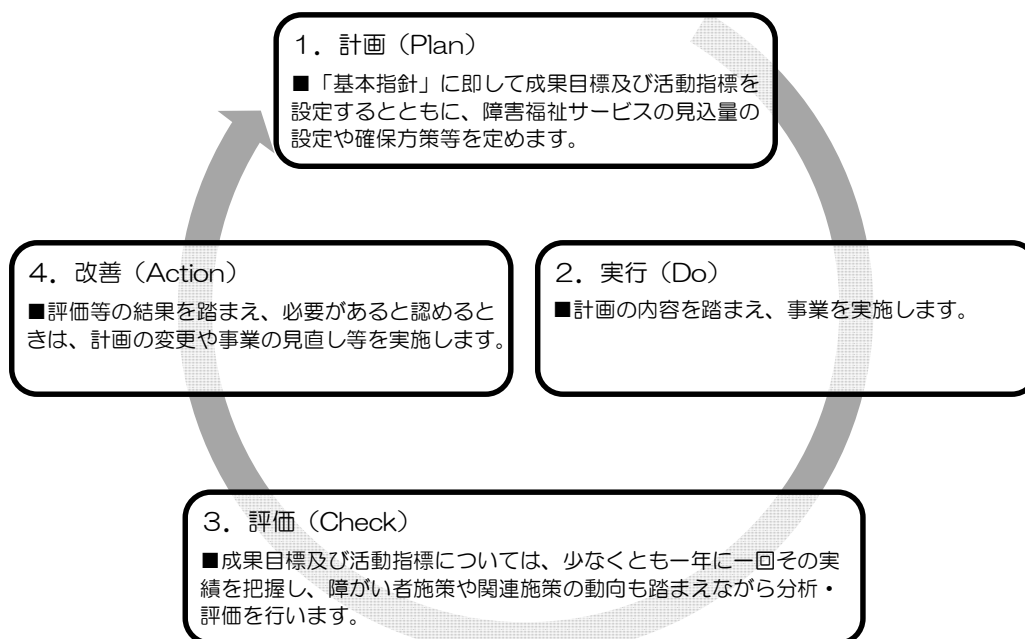
障がい者施策を推進するため、町と関係機関・団体、民間企業、町民、ボランティアなどが連携し、それぞれの立場で自主的に地域福祉活動に参加するよう働きかけます。

(5) 計画の策定後の点検・推進体制（PDCAサイクルに沿った見直し）

障害者総合支援法第88条の2において、「市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。」とされています。

このことから、この計画で定めた成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行うことにより、支援体制整備の推進に努めます。また、評価の際には、中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

■計画策定後の点検・推進体制（PDCAサイクルに沿った見直しのイメージ）



資料編

1. 中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会設置規程

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく、中標津町障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく、中標津町障がい福祉計画の策定について、住民の意見の反映を図り、計画が本町の実情に即した実効性のある内容とするために、中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 策定委員会は、中標津町障害者自立支援協議会設置規程（平成18年規程第24号。以下「自立支援協議会設置規程」という。）第3条第2項の規定により委嘱された委員をもって構成する。

2 策定委員会は、円滑な審議と町施策との整合性を図るため研究部会を設置することができる。

（任期）

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、自立支援協議会設置規程第5条第2項の規定により選出された委員長及び副委員長をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会の会議の議長となり、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員長は、必要に応じて会議を招集する。

2 策定委員会は、必要に応じて研究部会を会議に出席させることができる。

3 策定委員会は、必要に応じて関係者を出席させて、その意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 策定委員会の庶務は、町民生活部福祉課に事務局を置いて行う。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（委員の任期の経過措置）

2 施行の日から平成19年度内に委嘱する委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成20年3月24日規程第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規程第7号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月5日規程第9号）

この規程は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月15日規程第2号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2. 中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会名簿

【任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日】

No.	氏 名	所 属	備 考
1	ふじ 藤 渡 公 仁	中標津町障害児者連絡協議会長	
2	ち ば ゆう き 千 葉 雄 樹	釧根地区ADHD-LD-PDD懇話会中標津支部 副支部長 (通称 どらえもんクラブ)	
3	く ぼ こう し 久 保 光 司	町立中標津病院長	
4	たち き よし こ 機 木 美 子	一般社団法人 北海道総合在宅ケア事業団 中標津訪問看護ステーション所長	
5	ひら い たか かず 平 井 孝 和	北海道中標津支援学校長	
6	こ もり やす はる 古 森 康 晴	中標津町教育支援委員会委員長 (中標津東小学校長)	
7	ち の とち ひこ 千 野 智 彦	社会福祉法人中標津町社会福祉協議会 地域福祉課長	
8	たに がわ とち き 谷 川 智 生	社会福祉法人北海道社会福祉事業団 なかしべつ地域生活支援センター所長	
9	だけ しま てつ や 竹 嶋 哲 也	中村興業株式会社 代表取締役	
10	たか はし ゆう すけ 高 橋 祐 介	根室公共職業安定所 職業相談部門 雇用指導官	
11	だて いわ あき こ 館 巖 晶 子	北海道中標津保健所 健康推進課長	
12	はま お ゆう き 浜 尾 勇 貴	根室圏域障がい者総合相談支援センター所長	委員長
13	たか た ひかる 高 田 光	中標津町児童デイサービスセンター心理士	副委員長
14	まつ だ よし まさ 松 田 吉 正	中標津町民生委員児童委員協議会長	
15	みなみ かず ひと 南 一 人	社会福祉法人 中標津有隣福祉会 中標津泉保育園長	

3. 計画策定経過

開催日時	会議名等
令和5年 7月31日	第1回中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会
令和5年11月27日	第2回中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会
令和6年 1月30日	第3回中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会



なかしべつ福祉のしるべ2024

障がい者計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

令和6（2024）年3月発行

発行 中標津町

編集 中標津町町民生活部福祉課

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地

TEL 0153-73-3111

FAX 0153-73-5333